

第4号様式（第9条関係）

令和8年 4月 1日

日進市議会議長 宛て

議員名 ゆきむらともこ

令和7年度政務活動費収支報告について

日進市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項に基づき、別紙のとおり
令和7年度政務活動費収支報告書を提出します。

令和7年度政務活動費収支報告書

議員名 ゆきむらともし

1 収 入
政務活動費 150,000 円

2 支 出 154,094 円

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調査研究費	23,692	行政視察2回
研 修 費	104,400	研修会等参加費17回
広 報 費	0	
広 聴 費	15,236	意見交換会会場代11回 機材使用料
要請・陳情活動費	0	
会 議 費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	10,766	書籍5冊 情報公開請求2件×2回
合 計	154,094	

3 残 額 -4,094 円

参考 第1号様式

政務活動事業実績報告書

議員氏名 ゆきむらともこ

令和7年度政務活動費に係る事業実績報告書を次のとおり提出します。

■研修費

年 月 日	事 業 名	事 業 概 要 及 び 成 果 等
令和7年4月14日	令和7年度 第1回都市計画学習会	別添「調査視察等の報告書」のとおり
令和7年5月7・8日	第56回「議員の学校」	別添「調査視察等の報告書」のとおり
令和7年5月24日	市川房枝政治参画 フォーラム	別添「調査視察等の報告書」のとおり
令和7年5月26日	第48回地方×国 政策研究会	別添「調査視察等の報告書」のとおり
令和7年7月6日	2025年度日本福祉大学 大学院特別公開セミナー	別添「調査視察等の報告書」のとおり
令和7年7月21日	令和7年度 第2回都市計画学習会	別添「調査視察等の報告書」のとおり
令和7年8月22日	令和6年度決算学習会	別添「調査視察等の報告書」のとおり
令和7年8月24日	決算審査学習会A日程	別添「調査視察等の報告書」のとおり
令和7年8月26日	こども家庭ソーシャル ワークの今後の展望	別添「調査視察等の報告書」のとおり
令和7年9月30日	身寄りのない高齢者への 支援はどうあるべきか	別添「調査視察等の報告書」のとおり
令和7年10月17日	ボランティア活動は衰 退していくのか	別添「調査視察等の報告書」のとおり
令和7年10月19日	2025年度日本福祉大学 大学院特別公開セミナー	別添「調査視察等の報告書」のとおり
令和7年10月21日	来るべき巨大災害に備え た支援体制整備の課題	別添「調査視察等の報告書」のとおり
令和7年10月 22・23日	第30回清溪セミナー	別添「調査視察等の報告書」のとおり
令和7年10月25日	市川房枝政治参画 フォーラム	別添「調査視察等の報告書」のとおり
令和8年1月24日	市川房枝政治参画 フォーラム	別添「調査視察等の報告書」のとおり
令和8年1月28日	発達性ディスレクシア 勉強会	別添「調査視察等の報告書」のとおり

■調査研究費

年 月 日	事 業 名	事 業 概 要 及 び 成 果 等
令和7年5月20日	豊田市行政視察	別添「調査視察等の報告書」のとおり
令和7年10月30日	武蔵野市行政視察	別添「調査視察等の報告書」のとおり

■資料購入費

年 月 日	事 業 名	事 業 概 要 及 び 成 果 等
令和7年5月26日	参考図書 『学校の「図書館のバリアフリー」はじめての一步』	多様な子どもたちがいることを前提とした学校全体の取り組みの必要性や、具体的な事例がよくわかり、一般質問の参考とした。
令和7年7月12日	参考資料 議員活動新人研修資料（USBデータ）	財政の基礎知識、役所の仕組みと予算のスケジュール、質疑や質問の組み立て方等を学んだ。
令和7年9月9日	参考図書 『介護保険は崖っぷち』	介護保険制度の問題点から、現場の問題、展望が書かれており、議案審査の参考とした。
令和7年4月～ 令和8年3月 年間購読	参考図書 ふくしと教育（2冊）	○通巻43号「ふくしと学びの交差点」 福祉実践の具体例が示されており、福祉教育・ボランティア学習の広がりから、地域共生社会を実現していくことが原点であると感じ、本市の取り組みを振り返る参考とした。 ○通巻44号「ふくしと教育のリアル」 福祉や教育の現場で、様々な関係性の中で生じている課題への対応が具体的に示されており、本市との比較の参考とした。
令和7年7月15日 令和7年8月12日 令和8年1月 5日 令和8年1月16日	情報公開請求申請 情報公開請求開示	労働局（栃木、愛知）へ民間企業の障害者雇用状況報告書提出企業一覧を請求した。 本市の業務委託先や指定管理者などの法令遵守の確認と一般質問や議案質疑の参考とした。

■ 広聴費

年 月 日	事 業 名	事 業 概 要 及 び 成 果 等
令和7年4月20日	ゆきむらともこ 議会報告&懇談会	会場：岩根集会所 参加人数：12名 内容：令和7年3月議会の報告と意見交換 話題：平成展望台、体育館エアコンなど
令和7年4月27日	ゆきむらともこ 議会報告&懇談会	会場：市民会館3階会議室 参加人数：16名 内容：令和7年3月議会の報告と意見交換 話題：自治組織、観光推進、岩崎川など
令和7年7月26日	ゆきむらともこ 議会報告&懇談会	会場：岩根集会所 参加人数：11名 内容：令和7年6月議会の報告と意見交換 話題：道路の植え込み、空き地の草など
令和7年7月27日	ゆきむらともこ 議会報告&懇談会	会場：市民会館3階会議室 参加人数：14名 内容：令和7年6月議会の報告と意見交換 話題：公園などの利用度、観光協会など
令和7年8月11日	ゆきむらともこ まちづくり座談会	会場：市民会館3階大会議室 参加人数：16名 内容：日進市のまちのあり方について懇談 話題：公契約と障害者雇用、区とは何かなど
令和7年9月15日	政策研究会「あした」 議会報告&意見交換会	会場：市民会館3階会議室 参加人数：16名 内容：令和7年9月議会の報告と意見交換 話題：自動運転、道の駅、おこめ券、ごみなど
令和7年10月25日	ゆきむらともこ 議会報告&懇談会	会場：岩根集会所 参加人数：9名 内容：令和7年9月議会の報告と意見交換 話題：福社会館、困りごと相談、弱者支援など
令和7年11月2日	ゆきむらともこ 議会報告&懇談会	会場：市民会館3階大会議室 参加人数：10名 内容：令和7年9月議会の報告と意見交換 話題：国保、福社会館、区、自動運転など
令和8年1月24日	ゆきむらともこ 議会報告&懇談会	会場：市民会館3階会議室 参加人数：6名 内容：令和7年12月議会の報告と意見交換 話題：移動支援、国道の側道の清掃など
令和8年1月31日	ゆきむらともこ 議会報告&懇談会	会場：岩根集会所 参加人数：11名 内容：令和7年12月議会の報告と意見交換 話題：登下校の暑さ対策、高齢者支援など
令和8年3月20日	政策研究会「あした」 議会報告&意見交換会	会場：市民会館3階会議室 参加人数：12名 内容：令和8年3月議会の報告と意見交換 話題：市の財政運営、北のエントランスなど

調査視察地等の報告書

令和7年4月22日

日進市議会議長 小野田 利信 様

議員名 ゆきむら ともこ

実施年月日

4月 14日から
1日間
4月 14日まで

行き先

午前：現地スタディ
菱野団地→中心地の廃校跡→商店街
午後：学習会
パルティセと4階大会議室

目 的

近隣の市議会議員が集まって、都市計画について学習する。
今回は、特に 2025 年問題から考える。

報告事項

主催：市町村議会議員都市計画塾

講師：星野広美 氏

時間：9時～17時

午前：現地スタディ「菱野団地と中心市街地の再生」

午後：学習会「2025 年問題から考える」

参加費：4,000 円

参加者：現地参加12名 オンライン参加1名

※別添資料 報告詳細

報告詳細

菱野団地は、黒川紀章氏が設計したことで有名であるが、ピーク時は2万人を超えていた団地人口は半世紀で半減している。2019年に策定した「菱野団地再生計画」では福祉、子育て、定住、交通、まちづくりなどの分野を横断したハード・ソフト両面の具体的プロジェクトが示されている。

1. 午前：現地スタディ

(1) 菱野団地

①菱野台（センター地区）

商店街は閑散とし、空き店舗となっているところが多い。2014年に大型スーパーマーケットが撤退し、広いスペースがそのままになっている。

市民サービスセンター、郵便局、銀行がある。

②萩山台

萩山小学校に市立特別支援学校（さくらんぼ学園）小学部が、光陵中学校に市立特別支援学校（さくらんぼ学園）中学・高等部が併設されている。

児童数減少による余剰教室を活用し、市立の特別支援学校を併設した。

県立特別支援学校は校区が広いため、通学に時間を要するなどの問題があるが、市立特別支援学校を設置することでその問題を軽減している。

肢体に不自由のある児童生徒のための特別支援学校である。

瀬戸市立だが、尾張旭市、長久手市在住の児童生徒も対象としている。

(2) 瀬戸市立にじの丘学園（小中一貫校）

道泉小学校、深川小学校、古瀬戸小学校、東明小学校、祖母懐小学校、本山中学校、祖東中学校を統合し新設した学校。校地は祖東中学校の敷地と隣接の東公園の一部を使用。

(3) 古瀬戸小学校跡地

女子サッカーチーム「ラブブリッジ名古屋」の練習場として利用している。

(4) 尾張瀬戸駅周辺商店街

リノベーションされた新しい店舗と旧来の店舗が混在している。

2. 午後：学習会

(1) 2025年問題

- ・前期高齢者より後期高齢者のほうが多くなった。この状況を考えてきたはずがうまくいっていない。医療や介護の量が増えることには制度を作ってきたが、人が必要になることの対応ができていない。
- ・都市の問題に対して「都市計画」を作ったが、今後の社会資本整備の方向性は、働き手（人的供給）を担保することを含めたものにする必要がある。
- ・目指す姿として、地域経済の核となる集積づくりと広域連合が打ち出されている。

(2) 菱野、香久山、五色園の比較

<菱野>

世帯人員 2.0 人 子どもがいらないと思われる。
20～24 歳、25～29 歳のところで人口が半減している。
65 歳以上の単独世帯が増えている。
古くなった賃貸住宅の住民はひとりになっていく。
建物は更新されても人が減ってしまっている。
団地の中で安定した暮らしができるようにどうつくりあげるか。
需要に応じたことができれば変わっていく可能性はある。
再生計画の議論の中で、どういう人に住んでもらいたいかを検討する必要がある。

<香久山>

世帯人員 2.5 人 子どもがいると期待できる。
しかし、就職や結婚前の早い時期に子どもを連れて転居している。
夫婦のみ、単独世帯が増えている。
菱野と同じ経過をたどる可能性がある。今、対策をする必要がある。

<五色園>

世帯人員 2.5 人
熟成していてゆっくり入れ替わっている。
子どもを連れて流入してきている。これが安定していれば持続可能になる。
親と子どもの家族体系が維持されている。

(3) まとめ

- ・賃貸住宅は 10 年で入れ替わることが基本だが、市街地でないところでは期待できない。
 - ・介護保険制度ではない方法で、元気な高齢者の暮らしを地域でどう担保していくか。
- そのためにゆるやかな変化、持続化計画を考える必要がある。
働き手の確保をまずしないと都市が持続しない。

3. 各自治体からの情報提供

災害時やパンデミックの時に、公立病院がないことのリスクヘッジをどうするか。

※参考資料

①今後の社会資本整備の方向性（国土交通省）

<https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001764883.pdf>

②概要版 5つの学校跡地の利活用により地域の面的再生の実現へ

（瀬戸市・DBJ 日本政策投資銀行・株式会社価値総合研究所）

https://www.dbj.jp/topics/region/industry/files/0000032756_file1.pdf

調査視察地等の報告書

令和7年5月20日

日進市議会議長 福安 淳也 様

議員名 ゆきむら ともこ

実施年月日

5月 7日から
2日間
5月 8日まで

行き先

後日のオンデマンド配信での受講

目 的

気候変動政策の最前線で活躍する専門家や実践者からの最新の情報を共有する。
自治体が脱炭素に向けて取り組む様々な方法、地域からすぐに始められる具体的な対策・政策を考える。

報告事項

主催：NPO 法人多摩住民自治研究所

日時：5月7日（水）13時～18時／5月8日（木）10時～16時30分

内 容

第1講 地域の脱炭素転換と地域発展

講師：歌川学氏

（国立研究開発法人産業技術総合研究所エネルギー・環境領域主任研究員）

実践報告①ところざわ未来電力

（所沢市マチごとエコタウン推進課／ところざわ未来電力）

実践報告②こだいらソーラー（都甲公子氏）

第2講 子どもの権利が活かされる教育を、自治体で支えるためには

講師：荒井文昭氏（東京都立大学客員教授／NPO 法人多摩住民自治研究所理事長）

第3講 自治体の気候変動政策と市民の取り組み

講師：吉田明子氏（国際環境 NGO FoE Japan スタッフ）

参加費：25,000 円

※別添資料 報告詳細

報告詳細

■第1講 地域の脱炭素転換と地域発展 歌川 学 氏

日本はCO₂を世界平均の2倍くらいを出している。地球温暖化の原因は温室効果ガスで、化石燃料をたくさん燃やしたことで、空気中のCO₂の量が昔の1.5倍になった。温暖化を防ぐための目標が書かれている「パリ協定」では、産業革命前からの気温上昇を2度以内にすると決まっている。しかし、2度では影響が大きすぎるため、1.5度に抑える努力が必要である。1.5度の気温上昇を抑えるためには、2030年までに世界のCO₂を2019年の半分に減らす必要がある。これは先進国だけでなく、新興国や途上国も含まれる。その後、2035年までに1/3に、2040年までに80%減らさなければならない。

デンマークやドイツは再生可能エネルギーを増やしている。ドイツは1990年に再生可能エネルギーの割合が4%だったが、今は50%を超えている。デンマークは「風」を使ったバイオマス発電を増やして、再生可能エネルギーで8割ぐらいの発電を目指している。ヨーロッパでは発電所や工場、オフィス、家庭のCO₂削減が進んでいる。ノルウェーでは新車の90%が電気自動車、保有車全体の30%以上が電気自動車に増えている。

2022年のロシアのウクライナ侵攻後に、化石燃料の値段がとて高くなり、日本はその年に35兆円を使った。これは自動車の輸出よりも多い金額である。

エネルギーの値段が高くなっている今こそ、省エネや再生エネルギーに変えるチャンスと言える。10年で太陽光パネルの値段が1/10に下がったため、火力発電より太陽光発電のコストが安くなった。省エネのエアコンや冷蔵庫、LEDの交換などの投資についても考えなければならない。

環境省では2050年までにCO₂を排出実質ゼロにすることを目指す地方自治体(ゼロカーボンシティ)の表明状況を発表している。表明自治体は1700の中で1000を超えている。市場は脱炭素に向かっているので、働き続けるために何か行動しなければならない。再生可能エネルギーを100%使う企業が増えてきている。

重要な対策は県や市ではなく企業や家庭の取り組みである。日本は2030年までに2013年と比べて46%、2019年と比べて37%減らす目標を持っている。

大きなデータセンターが増えてきて、コンピュータの使われる時間も増えている。日本のデータセンターは全体の電力の約0.5%を使っている。建設について地域の計画で気をつける必要がある。日本の都市計画では、どこに何を作るかははっきり決まっていないが、エネルギーを使う側でも土地の使い方を考える必要がある。脱炭素対策によって光熱費を減らし、地域経済の循環を取り戻すことが大事。

それによって、地球環境が良くなり、地域の生活や仕事も増える。人口が減るのを防ぐ手助けになる。省エネと再生可能エネルギーを同時に進めるのがよい。

低所得の家庭は光熱費が高いことがわかっている。寒い国でも断熱をしっかりした暖房がいない公営住宅を作れば、低所得の家庭の光熱費を減らすことができ福祉推進となる。自治体で専門家による省エネ相談窓口を作るとよい。

ヨーロッパではすでに進めている。

■実践報告① ところざわ未来電力

○所沢市マチごとエコタウン推進課 ゼロカーボンシティ推進室

所沢市では 2022 年度のデータで、CO₂ 排出量の 3 割は一般家庭から出ている。一般家庭からの排出が多いのは、所沢市の特徴の一つであり、CO₂ の多くは電気の使い方から出ているため、CO₂ を出さない電気を作って使うことがよい方法だと考える。電気を使うと CO₂ が出るのは、電気を作るときに多くの CO₂ が出るからだ、普段の生活でこのことを実感しにくい人もいる。

所沢市は 2023 年には 2013 年と比べて約 33%の温室効果ガスを減らした。2030 年までに温室効果ガスを半分に減らし、最終的には 2050 年までにゼロにすることを目指している。所沢市がゼロカーボンシティを目指すきっかけとなったのは、東日本大震災の原発の事故で電気が使えなくなり、自分たちで電気を作る重要性がわかったから。エネルギーを無駄にしない生活に変えて、自然や人とのつながりを大切にする必要があると、「エコタウン」を作りたいという思いが始まりだった。2014 年 3 月に「マチごとエコタウン所沢構想」を作り、ごみ処理場の上に太陽光発電を作った。(メガソーラー所沢) 2017 年には調整池の水面に浮かぶ太陽光発電を設置した。(フロートソーラー所沢)

2019 年マチごとエコタウン推進計画策定

2020 年ゼロカーボンシティ宣言

2023 年脱炭素社会を実現するための条例制定

2024 年マチごとエコタウン推進計画改定

2030 年までに温室効果ガスを 51%減らす目標

家庭や地域のためのエネルギー機器を設置するときに使える「スマートハウス化推進補助金制度」は、2023 年度には 1477 件の家庭や事業者に約 1 億 5000 万円が使われ、約 733 トンの CO₂ が減った。また、約 1 メガワットの太陽光パネルが家の屋根に設置された。この補助金はメガソーラーやフロートソーラーの売電収入などを資金としている。

2016 年の電力の自由化により、地域新電力を考えられるようになった。

地域の再生可能エネルギーを使って、環境に優しい電気を提供し、CO₂ を減らす活動ができ、地域に利益をもたらすこともできるため、新しい電力会社を作った。これによって地域のイメージアップも期待され、エコタウン所沢の実現が見えてきた。

2016 年 11 月新しい電力会社の研究開始

2017 年 11 月 4 者間で連携協定締結

(所沢市・JFE エンジニアリング・商工会議所・飯能信用金庫)

2018 年 3 月出資決定

2018 年 5 月「ところざわ未来電力」設立

2018 年 10 月公共施設に電力供給開始

○ところざわ未来電力

代表は副市長、資本金は 1000 万円、会社は上下水道の庁舎にある。

市の出資は 51%。市からの代表を含む 4 人の取締役と、1 人の社員がいる。

電気の仕事を「JFE エンジニアリング」の子会社に委託することでコストを節約できている。2023 年の実績では約 3620 万 kWh を販売し、地域の需要の約 3%を供給している。売り上げは 2018 年の会社設立以降、約 7 億から 12 億へ、黒字経営が成り立っている。「公共施設（高圧）」2018 年 10 月～、「民間事業者（高圧）」2019 年 2 月～、「家庭など（低圧）」2021 年 1 月～の 3 つのステップに分けて進めている。送電は東京電力パワーグリッドが管理しており、送電網は北海道から九州までつながっている。電源構成は、41%が廃棄物バイオマス、太陽光発電は 20%程度。民間の会社が「ソーラーシェアリング」という方法で、ブルーベリーを育てながら太陽光で電気を作り、ところざわ未来電力が買っている。

再生可能エネルギーが約 55%を占めており、日本全体の約 23%より高い割合になっている。

「西武ライオンズ」のファンに特別な電気プラン「ライオンズでんき」をつくり、電気料金の 1%を球団に寄付している。

■実践報告② こだいらソーラー 都甲公子 氏

原発事故をきっかけに 2012 年から活動している市民の発電所。

2014 年には市民電力団体が集まって「市民電力連絡会」を作り、約 120 人の会員がいる。

市民がエネルギー事業に参加する意味を考え直してもらいたい。

「市民政治」を目指す活動をする中で、環境政策を考えてきたが実際に役に立つ行動ができていなかった。生活クラブ生協が太陽光発電のモニターに参加する人を募ったことをきっかけに、25 年前に自宅に太陽光パネルを設置した。

生活クラブ東京と神奈川の 132 人がモニターに参加し、事業は 1998 年から 3 年間続いた。家で発電データを集めて世界から注目された。モニター事業が終わった後、約 100 人が集まって 2001 年に「クリーンエネルギーライフクラブ」ができ、発電の計測を続けた。2019 年にみんなで装置の点検を呼びかけたところ、点検に参加した発電装置の半分以上が、まだ発電ができることがわかった。

脱原発の生活がしたいと考えたとき、私たちにできることは自宅で自然エネルギーを使うことや、協力して地域に小さな発電所を作ることだった。

2012 年 7 月から、固定価格買い取り制度（フィット）が始まり、電力会社が再生可能エネルギーを決まった価格で買うことを義務付けた。

日本中で市民が共同で発電所を作る活動が広がっている。東京の江戸川区、世田谷区八王子市など。調布市が市民電力事業と協力して、公共の場所に太陽光パネルを 30 か所設置した。市民共同発電所は停電時や災害時に電力を提供できる。

こだいらソーラーには 7 つの発電所がある。2013 年に 1 号機ができて、今は小平市と東村山市に約 100kw の発電所がある。1 号機から 5 号機までは東京電力ではなく、3 つの新しい電力会社に電気を売っていた。2017 年から新しい電力会社と

直接契約できなくなったので、6号機と7号機は東京電力に売った電気を新しい電力会社に届けている。1号機を作るために市民からお金を集めたが、発電は順調で10年目に返済できた。今は1700万円の借金があり、電気を売って返している。地域に根差した発電所の事業目的は、お金を稼ぐことではなく、エネルギーを変えることを広めることである。こだいらソーラーは、この目的を重視してNPO法人を選び、市民活動として活動を続けている。再生可能エネルギーの人氣が落ちて大きな太陽光発電所が減っても、市民電力は元々利益を追求していないので、これからも努力を続ける。

■第2講 子どもの権利が活かされる教育を、自治体で支えるためには

荒井文昭 氏

子どもの権利を守る条例づくりや「コミュニティスクール」を設置する学校も増えているが、これらは「議会」ではなく、「教育委員会」が決めるべきことである。最近人は人がもつ疑問を社会で支えることが難しくなっており、学校でもひとり一人の疑問を大切にすることが少ない。

地元での学びを大切にすることで、地域がどう育つかにつながっていく。それを実現するためには、教育研究者と地域が一緒に取り組むことであってうまくいく。

子どもは守られるだけでなく権利の主体であるため、特に意見表明の権利が大切であるが、日本では理解がまだ不足している。1994年に国連で子どもの権利条約が決まったが、子どもの権利を大事にする「こども基本法（2022年）」を作るのに日本は28年かかった。この法律がうまく使われるかは、各地域の努力による。日本国憲法には人が要求する権利が書かれており、その権利に年齢の制限はない。コミュニティスクールは、学校の運営の基本を決めることができるため、子どもの権利や学校の運営に大きな影響がある。制度の目的に「子どもの最善の利益」を加え、子どもの代表を会議に入れることが必要である。

高知県奈半利町立奈半利中学校では、「教員」「保護者」「子ども」による三者会議が20年以上行われている。三者がそれぞれの立場で責任があり、学校をよくするために協力するというものである。皆で同じ目標に向かい頑張ることで勇気や感動を持ち、自分が役に立っていると感じると、そのグループを好きになり安心感を得る。そうすると、もっと頑張ろうと思えるようになる。子どもには要望を実現する責任があるが、このことをきちんと守ると失敗があっても無責任にはならない。この考え方が重要である。

教育委員会の制度が2014年に変わり、今は学校や公民館が市長のもととなった。市長が教育長を直接任命するようになったため、教育方針が市長の意向に影響を受けるようになった。子どもを支えることは、教育と政治の関係を考えるきっかけになる。学校や公民館、図書館では、政治家による支配の問題の例もある。教育基本法第16条第1項が禁止している教育に対する「不当な支配」とは何か、誰が何をすることが「公正な民意」を教育行政に反映させることになるのか、ひとり一人の主権者に問われている。最終的には「良い政治」が「教育の自由」を大切にすることは重要である。

■第3講 自治体の気候変動政策と市民の取り組み 吉田明子氏

2007年から今の仕事をしているが、当時は使い捨てをやめる活動をしていた。

2008年からは気候変動を守る法律を作る活動をしている。

東日本大震災と福島第一原発事故が起こり、脱原発を考えた活動をしていた。

2015年にはパリ協定ができ、気候変動が深刻な問題になった。

だから、エネルギー政策には脱原発だけでなく、気候変動のことも考えるようになった。新宿区で議員と一緒に気候変動の政策を良くするために活動している。

3年前から新宿区の環境審議会のメンバーである。

2012年に日本で再生可能エネルギーの新しい制度が始まり、特に太陽光が増えた。

2014年に大企業が再生可能エネルギー100%を目指すグループ『RE100』ができた。

2015年には「SDGs」、「パリ協定」が決まった。

2016年から一般の家庭や小さな会社も電気を自由に選べるようになった。

2020年に日本はカーボンニュートラルを宣言した。

2023年に「IPCC」が気候の問題が深刻だと発表した。

2023年から2024年にかけて、世界中で化石燃料を減らす動きが進んでいる。

2022年の会合で2035年までに電力を環境に優しいものにする約束があった。

2023年8月、国連の委員会で気候変動対策が子どもの権利に大切だと言われた。

子どもの権利条約に参加する国は、気候変動を防ぐための対策をする必要がある。

2023年12月のCOP28で、世界中が化石燃料をやめることに合意した。

2024年のG7会議で、2035年までに石炭を使わないことに決めた。

2018年、スウェーデンのグレタ・トゥーンベリさんが一人で座り込みを始めた。

これが気候を守るための若者たちのムーブメントの始まりであるが、日本でも東京、京都、大阪など2019年9月には全国で30か所くらいのグループができた。

今は、グループの数や人数は減ったが、東京、京都、福岡、愛知、北海道で活動している人がいる。

若者たちは「クライメイト・ジャスティス」ということを言っている。

先進国が温暖化ガスをたくさん出し、それが南の国々に悪い影響を与えている。

同じ国の中でも、貧富の差、世代間の差、自然災害による影響という3つの不公平があると考え、このような不公平に向き合うことが「気候正義」だと考える。

温室効果ガスの15%を一部の富豪が出している。その人たちはプライベートジェットやたくさんの車を持っている。世界の半分の人は、わずか7%しか温室効果ガスを出していない。これが格差や不公平の状況を示している。

2011年の電源構成は原子力が28%を占めていたため、原発をゼロにできるか心配されていたが、原発の数が少なくなり2013年から2015年の間は原発がゼロだったこともあった。しかし、再生可能エネルギーは10%しかなく、そのほとんどが水力発電であり、原発が止まったため古い石油や石炭の発電所が動いていたので、2013年にはCO2の排出が大きく増え、日本が一番多い排出量だった。その後、再生可能エネルギーが増え全体の22%を超えた。2023年に原子力の発電量が少し増え、最近では再稼働が進んでいる。現在動いている原発は14基。今は原子力が6~9%、約70%は火力発電であるため、火力発電を減らすことが大きな課題である。

日本のエネルギーに関する大事な計画「エネルギー基本計画」が2003年に「作られ3年ごとに見直されている。2010年の民主党政権時に原発を14基新しく作る計画があったが、その後事故が起きたため原発をゼロにする計画もあった。しかし、政権が自民党になり安倍首相が2012年12月に就任し、原発をゼロにする考えをやめたため、エネルギーの計画が変わった。

エネルギーの議論は「基本政策分科会」で行われており16人の委員がいるが、化石燃料や原子力に関わる人が多く中立ではない。再生可能エネルギーの専門家や企業、市民団体の人たちも参加するべきである。

新宿区は2030年の環境目標を国と同じ46%減としている。新宿区はもっと高い50%削減を目指している。「パリ協定」や「ゼロカーボン宣言」から時間が経っているので、各自治体は国よりも高い目標を目指して2030年目標を見直してほしい。

家庭で使う電気は、CO₂の約半分を出しているため、化石燃料から作る電気をやめて、再生可能エネルギーの電気に変えれば、何も変えなくても二酸化炭素を半分に減らせる。地域の中小企業が地域の再生可能エネルギーを使い、屋根にソーラーパネルを設置することが広がれば大きな力になる。

公共の建物を新しくする時は、エネルギーを使わない建物にする。

学校の断熱や太陽光発電の導入が進んでいる。避難所としても重要になる。

日本商工会議所が去年行った調査によると、時価消費型太陽光発電が12.3%導入されている。再エネ100%の電力やガスプランの利用は3.7%だけ。

環境に配慮している会社は、消費者や取引先からの信頼を得やすくなる。環境意識の高い若者は、そのような企業で働きたいと考えており、新しい提案をして活躍することが多い。

パワーシフトキャンペーンと気候変動に関する新しい活動として、「再エネ」と「困っている人を助ける団体」との協力で行われる「パワーシフトホームプロジェクト」がある。誰もが再生可能エネルギーの電気を使える社会を目指している。

「つくろい東京ファンド」と「反貧困ネットワーク」が、事務所やシェルターの電気を、再生可能エネルギーに変えた。電力会社が団体に寄付するしくみや基金をつくった。

生活に困っている人たちの家に数万円で簡単にできる断熱対策を進められないかと考えている。

ドイツやイギリスでは、低所得の家庭のために、失業者が省エネを学べるしくみがある。

再生可能エネルギーや脱炭素だけでなく、市民が参加する政治や働く人の権利、貧困や差別のない社会、みんなが健康で安心して暮らせること、ジェンダー平等も大切にしている。こうしたことを含めたシステムチェンジを目指したい。

調査視察地等の報告書

令和7年6月2日

日進市議会議長 福安 淳也 様

議員名 ゆきむら ともこ

実施年月日

5月 24日から
1日間
5月 24日まで

行き先

市川房枝政治参画フォーラム
後日の音声（CD）受講
講演「給食無償化 ―子どもの食格差と
セーフティーネットの構築―」のみ

目 的

給食無償化に取り組む自治体が出てきている中、子ども食堂が各地に広がる現状もある。給食無償化の課題も含めたセーフティーネットの構築について学ぶ。

報告事項

主催：公益財団法人市川房枝記念会女性と政治センター

講師：鷹 咲子 氏 跡見学園女子大学マネジメント学部教授

時間：13時10分～14時40分

費用：3,500円（音声CD 3,000円＋送料500円）

※別添資料 報告詳細

報告詳細

1. 給食費未納問題

- ・文部科学省の学校への調査では「保護者としての責任感や規範意識」が未納の理由と回答しているが、見立てまちがいはないか。
- ・払えるのに払わないのなら「児童虐待の始まり」であり対応が必要である。
- ・生活保護、就学援助制度の受給対象資格を有しながら申請を行っていない場合もある。
- ・私会計の自治体では、未納督促の対応を教員が担わなければならない。

2. 就学援助の限界と給食無償化

- ・無償化が進んできたきっかけはコロナである。貧困層ほど収入減少の影響が大きかった。休校により給食がなく、就学援助の給食費の支給がされなかった。
- ・給食費の未納対策として就学援助がつくられたが、国庫補助は要保護者 1/2 のみで準要保護者は市町村の一般財源となることから周知が課題となる。
- ・就学援助を受ける小中学生が 2011 年以降 12 年連続で利用率が低下している。就学援助率自治体間格差が最大 3 倍ある。
- ・貧困層で就学援助制度を利用している人は 6 割弱である。
利用しない理由として「制度の対象外と思う」が 8 割弱ある。
- ・中学生は 25 万人が給食を食べておらず、選択制の「家庭弁当」にも問題がある。
- ・2023 年度調査では小中学校とも無償の自治体が 3 割で、2017 年度に比べ 7 倍に増えている。
- ・2010 年以前は 6 自治体（町や村）が「子どもが少ないから」と無償化を始めた。
子育て支援の観点からコロナ禍以降広がったと言える。
- ・継続的な予算の確保が課題である。

3. 韓国の例から

- ・高校でも給食を実施している。
- ・就学援助等による給食費支援（選別的福祉）からスティグマのない無償化（普遍的福祉）へをスローガンに進められた。
- ・首長（教育長）選挙の争点になった。
- ・地元産の新環境農産物を学校給食に使用することを支援する「学校給食支援条例」を制定した。
- ・無償化の財源は、基礎自治体と広域自治体の教育・行政部門で分担している。
- ・多くの自治体で一般の農産物との差額を支援する「優秀食材支援事業」を実施している。
- ・新環境農産物を食べる家庭と食べない家庭の格差をなくす取り組みでもある。

4. 無償化とともに対象の拡大を

- ・物価高騰の状況で給食の現場も安い食材を探している。給食の内容について文

部科学省が基準を設けているが、それを下回っている自治体がある。

- ・韓国はオーガニックをという無償化だったが、日本では国産野菜、地場産物を使うことが食育でも目標として掲げられている。しかし、都市部では難しく取り組みに地域格差がある。
- ・沖縄で実施された調査では、給食について重視する点は無償・有償で変わりがないが、満足度では無償のほうが高い。
- ・中学校での完全給食実施率は97.8%まで増えたが、夜間定時制高等学校での実施率が減っている。プリペイドで前払いというしくみが原因かと考えられる。生活保護受給者、中退も多い状況であり心配される。給食のある高校のほうが中退率が低いというデータもある。
- ・給食センターに余力のある自治体では、高校などに配食しているところが年々増えてきている。
- ・夏休み中の仕事がないからと給食は合理化を求められてきたが、夏休みの学童保育へ配食している自治体もある。
- ・貧困層ほど朝ご飯を食べないという調査結果に保護者の健康状態も関係する。高校生では1割が朝食を食べていない。
- ・高校生世代が子ども食堂を利用するには抵抗があったり、スタッフ扱いになることがある。
- ・高校の給食の意向が46.7%あるという調査結果がある。

5. 無償化とともに必要なこと

- ・災害時のセーフティーネットにもなりうる「地域給食」の可能性を考える。
※兵庫県明石市では、中学校給食を開始したときに独居高齢者が食べられるしくみをつくった。
- ・無償化と同時に就学援助の周知強化が必要である。
- ・税金を投入するので農業政策を意識して結びつきを強くしていく必要がある。
- ・農産物の無償提供を受けているところもあり、値上げを抑えられている。
現状でできることをする。

調査視察地等の報告書

令和7年6月2日

日進市議会議長 福安 淳也 様

議員名 ゆきむら ともこ

実施年月日

5月 26日から
1日間
5月 26日まで

行き先

第48回地方×国政策研究会
オンラインによる受講

目 的

公益通報者保護法改正、除去土壌（放射能汚染土）再生利用の処理をめぐる課題、生物多様性国家戦略とネイチャーポジティブについて学ぶ。

報告事項

主催：自治体議員政策情報センター・虹とみどり

日時：5月26日（月）10時～16時

内容

■テーマ1 公益通報者保護法改正

10:05～10:55 消費者庁より説明と質疑

11:00～12:00 兵庫県知事をめぐる公益通報保護について報告

尾辻かな子氏（衆議院議員）/丸尾まき氏（兵庫県議会議員）

コメント 福嶋浩彦（元消費者庁長官）

■テーマ2 生物多様性国家戦略とネイチャーポジティブ

13:00～14:00 環境省より説明と質疑

■テーマ3 除去土壌（放射能汚染土）再生利用の処理をめぐる課題

14:05～14:45 除染土の処理に向けた政令改正 環境省より説明と質疑

14:50～15:55 放射能除染土、公共工事での「再生利用」問題 青木一政氏

16:00 まとめ 閉会の挨拶

参加費：4,000円

※別添資料 報告詳細

報告詳細

■テーマⅠ 公益通報者保護法改正 消費者庁より説明と質疑

消費者庁参事官（公益通報・協働担当）

Ⅰ. 公益通報者保護制度の概要（現行法）

- （１）公益通報者保護法
- （２）公益通報者の範囲
- （３）不正の目的
- （４）役務提供先
- （５）通報対象事業
- （６）通報先
- （７）地方公共団体における公益通報への対応
- （８）事業者がとるべき措置（内部公益通報対応体制整備等の義務）

Ⅱ. 地方公共団体における外部公益通報（２号通報）への対応

- （１）２号通報対応体制
- （２）整備・運用
- （３）秘密保持等
- （４）通報受付等
- （５）調査等

Ⅲ. 改正法案の概要

（１）公益通報者保護制度検討会

令和２年の改正法附則第５条の「検討」の規定を踏まえ、消費者庁に学界の有識者や関係団体、弁護士で構成される「公益通報者保護制度検討会」を設置し、令和６年５月から議論を開始。令和６年末に報告書を取りまとめた。

（２）公益通報者保護制度を巡る現状

- ①通報に対する就労者の意識
- ②事業者の体制・運用状況
- ③国際的な動向

（３）公益通報者保護法の一部を改正する法律案（概要）

- ①事業者が公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実効性の向上
- ②公益通報者の範囲拡大
- ③公益通報を阻害する要因への対処
- ④公益通報を理由とする不利益な取扱いの抑止・救済の強化

■兵庫県知事をめぐる公益通報保護について報告

尾辻かな子氏（衆議院議員）/丸尾まき氏（兵庫県議会議員）

コメント 福嶋浩彦（元消費者庁長官）

- Ⅰ. 通報者保護の重要性
- Ⅱ. 消費者庁で対応する限界
- Ⅲ. 各地方自治体の対応強化の重要性

■テーマ2 生物多様性国家戦略とネイチャーポジティブ

環境省自然環境局自然環境計画課

1. 生物多様性保全に向けた国際・国内枠組み
(1) 生物多様性・自然資本・生態系サービスとは
2. 生物多様性保全に向けた国際・国内の現状
(1) 国内の生物多様性を巡る現状
(2) 世界の生物多様性の現状
3. ネイチャーポジティブとは
4. 生物多様性国家戦略 2023-2030 の骨格
5. 30by30 目標とは
6. 「自然共生サイト」について

■テーマ3 除去土壌（放射能汚染土）再生利用の処理をめぐる課題 環境省

1. 原発事故からの環境再生の概要
2. 県外最終処分に向けた取組状況
3. 福島県内における再生利用実証事業の概要
4. 除去土壌の復興再生利用基準のポイント
5. 県外最終処分に係る複数選択肢
6. 福島県内除去土壌等の県外最終処分に向けた 2025 年度以降の進め方

■放射能除染土、公共工事での「再生利用」問題 青木一政氏

原発事故前から反原発活動が続けており、現在でも汚染拡散に関する懸念がある。日本政府が進める除染土の再利用計画について、8000 ベクレルを基準とする再生利用の法的矛盾、環境省の対応について疑念がある。
国会での議論を進め、汚染物質の管理に関する透明性を高める取り組みや各自治体レベルでの住民への情報提供の改善が必要である。

調査視察地等の報告書

令和7年7月11日

日進市議会議長 福安 淳也 様

議員名 ゆきむら ともこ

実施年月日

7月 6日から
1日間
7月 6日まで

行き先

日本福祉大学大学院特別公開セミナー
オンラインによる受講

目 的

市町村は包括支援体制をいかにつくるのか、ソーシャルワークの課題について学ぶ

報告事項

主催：日本福祉大学大学院

日時：7月6日（日）13時15分～16時30分

内容

■講義 地域共生社会確立に向けたソーシャルワークの課題
～市町村は包括支援体制をいかにつくるのか～

■演習 地域共生社会づくりでの8050世帯へのケアマネジメント
～ストレングスを活用したケアプラン作成～

講師：白澤政和氏 日本福祉大学客員教授
大阪市立大学名誉教授 国際医療福祉大学大学院教授

参加費：5,000 円

※別添資料 報告詳細

報告詳細

■講義 地域共生社会確立に向けたソーシャルワークの課題

～市町村は包括支援体制をいかにつくるのか～

1. ソーシャルワークの「マクドナルド化」

日本とイギリスで進むケアマネジメントのフォーマット化により、「個別支援の軽視」や「失われるソーシャルワークの柔軟性」の問題がある。

支援を要する人が地域で支えられる仕組みを構築する必要性がある。

2. 「シャドウワーク」と地域資源の不足

電球交換や救急搬送などは、ケアマネージャーにとって「影の仕事」だが、これは生活を支える大切な仕事である。これに含まれるものが何かを考えなくてはならない。地域を支える報酬がケアマネに出ていない。豊中市ではひきこもりの人たちの仕事になっている。社会資源の不足補填と、生活を支えるための新たな地域活動の創出が必要である。

3. 地域共生社会の実現

支える側と受け手側の境をなくし、地域住民全員が役割を持つ社会を目指す。包括支援体制の整備により、制度の狭間にいる人々への支援強化が求められる。地域共生社会の実現には、地域の住民が互いに支え合い、福祉サービスと協働する仕組みが必要である。具体的には、包括的な相談支援体制を整備し、地域のニーズに応じた支援を提供することが求められている。

平成 28 年 6 月に「ニッポン一億総活躍社会プラン」が閣議決定。

地域の住民が助け合いながら暮らす仕組みを構築。

包括的支援体制を整備し、地域共生社会を目指す。

福祉ニーズの多様化と複雑化、高齢化に伴い、地域包括支援体制の改革が求められている。特に、複合的な課題を抱える世帯への支援が重要である。

相談支援の体制を整備し、複数の相談機関が連携して支援を行うことが求められている。相談者が複数の相談機関に行かずに相談できる体制を整備。

世帯全体の課題を把握し、必要な調整を行う。

多機関・多分野の関係者が協議し、支援を提供。

4. 家族支援と地域支援の重要性

家族全体を対象とした支援が求められており、特に介護者の負担軽減が重要である。地域のレジリエンスを捉えた支援が必要とされている。住民がやってみたい、行ってみたいことをして、強い地域づくりをしていくことが重要。

5. アウトリーチと接近困難な利用者への支援

アウトリーチ活動を通じて、自ら相談機関に来ない要援護者を発見し、支援

につなげることが重要である。接近困難な利用者へのアプローチ方法や信頼関係の形成方法の確立が求められる。

6. ケアマネジメントの役割と重要性

ケアマネジメントは介護保険制度の枠を超えた支援が求められ、利用者だけでなく家族全体への支援が必要である。ケアマネージャーは地域生活を支える重要な役割を担っている。

従来のケアマネジメントを見直す時期に来ている。

- ・介護者、8050の50、障害の問題
- ・介護のニーズに応じてサービスを提供できるようにすべき
- ・家族のストレングス、レジリエンスを支援する必要がある
- ・ナラティブセラピーやリフレーミングでとらえる
- ・病理としてとらえてきたことを肯定的に積極的にとらえていく

＊取り組むべき課題＊

- ・地域住民との協力による新しい社会資源の創設
- ・包括的支援体制整備モデルのさらなる推進
- ・ケアマネージャーへの研修充実と、家族支援理念の明確化
- ・地域共生社会の実現に向けたプラン策定とPDCAサイクルの活用

■演習 地域共生社会づくりでの8050世帯へのケアマネジメント ～ストレングスを活用したケアプラン作成～

認知症の祖母を介護する母と子

今回は子の支援を中心にケアプランを作成する演習と発表

調査視察地等の報告書

令和7年7月23日

日進市議会議長 福安 淳也 様

議員名 ゆきむら ともこ

実施年月日

7月 21日から
1日間
7月 21日まで

行き先

午前：現地スタディ
日進市内住宅団地
午後：学習会
日進市民会館3階大会議室

目 的

近隣の市議会議員が集まって、都市計画について学習する。
今回は、特に都市の計画から住宅団地を考える。

報告事項

主催：市町村議会議員都市計画塾

講師：星野広美 氏

時間：9時～17時

午前：現地スタディ 住宅団地の見学

日生東山→米野木台→南山エピック→五色園→竹の山→香久山

午後：学習 村の時代から宅地開発の歴史と都市計画

参加費：4,000 円

参加者：現地参加13名

※別添資料 報告詳細

報告詳細

1. 午前：現地スタディ

(1) 旧住宅地造成事業法団地

- ①日生東山：市街化調整区域 地区計画

許認可年月日 S44.8.28 完了公告 S46.11.10

- ②南山エピック：市街化調整区域 建築協定

許認可年月日 S47.12.11 完了公告 S49.5.13

- ③五色園ハイランド：市街化調整区域 建築協定

許認可年月日 不明 完了公告(検査済証)S46.12.20～S62.6.25

(2) 土地区画整理事業

- ①米野木駅前特定(組合)：市街化区域 米野木台1丁目～6丁目

事業認可年月日 H7.9.6 解散認可年月日 H30.2.13

- ②竹の山南部特定(組合)：市街化区域 竹の山1丁目～5丁目

事業認可年月日 H5.7.5 解散認可年月日 H25.8.9

- ③株山特定(公団)：市街化区域 香久山1丁目～5丁目

事業認可年月日 S58.10.1

2. 午後：学習会

(1) 村の時代 ※参考資料：尾張洵行記

- ・江戸時代に日進は10の村があった。
- ・岩崎村は1533石で700～800人の大きい村だった。
- ・明治時代に岩崎村から北新村が分かれ、その後に岩藤村が分かれた。
- ・米野木は三本木村から分かれた。蟹甲が藤枝と蟹甲新田に分かれた。
- ・明治時代に14の村まで増えた。町村制が施行され3つに統合(香久山村、白山村、岩崎村)され、百数十年前に日進村ができた。

(2) 宅地開発の歴史

- ・昭和30年代から名古屋で宅地が足りなくなり日進の開発が進んだ。
- ・昭和40年代に地下鉄をひくことを前提に開発してきた。
- ・旧住宅地造成事業法は、1964年(昭和39年)7月9日に公布され、1968年(昭和43年)6月15日に廃止。日進市は、駆け込み認可したためか、県に台帳がなく、認可年月日が不明な団地がある。
- ・変更が何度もありわからなくなっている。
- ・大きい宅地に比べ、小さな宅地は小さな会社が開発しているため、水準がよくないところもある。

(3) 都市計画

- ・市街化区域にすべきだったところをしていない。
- ・人が住む中心部は民間任せでよいと考え調整区域とし、山を市街化区域にしてそのままにしてきた。
- ・他の自治体で一般的な都市計画になっていない。

- ・一般的な都市計画になっていないため、立地適正化計画が正しくつukれない。
- ・建築協定や地区計画で守っている団地と何もないところが混在している。

■まとめ

- ・市街化調整区域の住宅団地をどう扱っていくかを今、考えなければならない。
そこに住まわせる政策をするなら、都市サービスをどうするのか。
- ・50年前からの問題をどう解決するのか。
- ・最近10年のまちの変化にどう対応していくのか。
- ・住宅地としての価値をどう維持していくのか。
- ・住み続けられようにつくるのか。

※参考資料

- ・日進市都市計画図
- ・日進市旧住宅地造成事業法団地一覧（その他団地含む）
- ・日進市土地区画整理事業施行箇所図
- ・日進市土地区画整理事業一覧

■各自治体から

<日進市>

①赤池駅前の再開発をどう考えればよいか。

→ビルは使わないなら除却しかない。店舗が撤退した後にどこも代わりが入らないのは需要がないから。民間も難しい。

駅の利用客は多いので、そのニーズに合うものは何か、求められるものは何か、それは市がすべきことなのかを見極める。

②赤池箕ノ手区画整理 賦課金が地権者にかかることをどう考えればよいか。

→残った工事費や長くかかった間の人件費が賦課金となったのではないか。

早く終わらせればよかったが、なぜできなかったのか。

これは組合つまり地権者の責任であり、市ができることはない。

③北部土地区画整理は可能か。市街化区域に編入してしまっている。

→特定土地区画整理事業にしていないのならやめたほうがよい。

市の責任において、市街化調整区域にすることもできなくはない。

④立地適正化計画の策定について「市民の意見・意向を反映する」とある。

どのような手法をとるとよいか。

→まちをどうするのかをはっきりさせないと市民参加は難しい。

各住宅地について調査をしたうえでないと計画が作れない。

調査の仕様書の内容を確認する。この先どうするかを決めるための調査結果が出なければならない。昨年度までに何をしたか、それをふまえて今年度は何をするか、どのような検討が行われているか。

都市計画の色の塗り替えも検討が必要ではないか。

調査視察地等の報告書

令和7年8月25日

日進市議会議長 福安 淳也 様

議員名 ゆきむら ともこ

実施年月日

8月 22日から

1日間

8月 22日まで

行き先

日進市民会館3階大会議室

目 的

近隣の市議会議員が集まって、令和6年度の決算について、自治体の特徴や審査のポイントなどを学ぶ。

報告事項

主催：女性を議会に！ネットワーク

講師：菅原敏夫 氏

時間：13時～17時

内容：令和6年度決算についての学習会
参加費：3,500 円
参加者：17 名
※別添資料 報告詳細

報告詳細

24 年度決算を読む—25 年 8 月

—25 年度国自治体予算と 24 年度決算 財政民主主義の行方—

1. 国政と予算の混乱

- ・ 2025 年度予算は、石破首相の誕生と衆院選で自公が過半数割れした影響で、
修正を重ねて 3 月 31 日によりやく成立。
- ・ 補正予算の必要性が早くも浮上し、財政民主主義の形骸化が懸念される。
- ・ 参院選後も予算論議が続き、制度的な不安定さが自治体にも波及。

2. 骨太の方針 25（2026 年度予算の基盤）

- ・ 賃上げ支援、地方創生 2.0、GX・DX 推進、原子力再稼働などが柱。

- ・「誰一人取り残されない社会」や「世界一安全な日本」の実現を掲げる。

3. 愛知県の 2024 年度決算

- ・歳入：3 兆 1,387 億円、歳出：3 兆 539 億円、実質収支：685 億円の黒字。
- ・ただし、基金取崩し 2,296 億円により、財政運営は依然厳しい。
- ・物価上昇・賃上げ・米国関税の影響など、年度途中の財政対応が課題。

4. 決算カードと地方財政状況調査

- ・総務省が全国統一の普通会計方式で自治体決算を再構成。
- ・自治体は「決算カード」と「検収調書」を提出するが、実務負担が大きく、改善が検討されている。

5. 監査意見（千葉県富津市の例）

- ・実質収支 11 億円の黒字、徴収率 97.9%、不納欠損・収入未済額も減少。
- ・財政調整基金は減少傾向、地方債残高は 164 億円超。
- ・財政運営には慎重な予算管理と財源確保が求められる。

6. 地方自治法改正と「指定地域共同活動団体」

- ・2024 年改正で「補充的指示権」など分権に逆行する要素もあるが、「指定地域共同活動団体」制度は地域協働の法的枠組みとして注目。
- ・条例に基づき、町内会・自治会等を指定し、支援・調整・随意契約・行政財産の貸付が可能。

- ・広島市は「ひろしま LMO」条例を制定し、地域共生社会の形成を目指す。

調査視察地等の報告書

令和7年8月25日

日進市議会議長 福安 淳也 様

議員名 ゆきむら ともこ

実施年月日

7月 24日から

1日間

7月 24日まで

行き先

瀬戸市

パルティセと4階 第2会議室

目 的

近隣の市議会議員が集まって、実際の決算資料を用いて決算審査のあり方を学ぶ。

報告事項

主催：市町村議会議員都市計画塾

講師：星野広美 氏

時間：9時～17時

内容：瀬戸市決算資料を用いての学習会
参加費：5,000 円
参加者：10 名
※別添資料 報告詳細

報告詳細

瀬戸市の決算資料を題材として、令和6年度決算資料に沿って、基本的な見方、見比べ方、気になる項目のチェックの仕方などをより具体的に学習した。

瀬戸市以外の議員についても、ポイントとなる点は重なり、自分のまちの決算資料と見比べながら学習した。

■決算カードについて

市町村類型の類似団体とは人口規模・産業構造による。

決算カードの類似団体との比較は、比較に過ぎない。

それぞれの自治体の事情からの現状である。

■決算

○地方自治法第 223 条

決算は会計管理者が行う。以前は三役だったが、今は課長級になっている。

監査委員意見も位置づけがある。意見の決定は監査委員の合議による。

○第 233 条 2 歳計剰余金の処分

剰余金をどうしているか、繰り越しか基金か注目。

○地方自治法施行令第 166 条 2

歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が必要。

○繰り越し明許の問題点

■監査

○市町村は 2 名 議員 1 人と識見を有する人 1 人 識見者 2 名でもよい

○監査委員には守秘義務がある。

○国では地方自治監査機構の設置の必要性に関する検討もあったが、何も変わらなかった。

■予算決算規則

瀬戸市と日進市を比べると、日進市のほうがより細かく規定されている。

■瀬戸市の決算書から

○市民税の収入未済の内容と理由、対応はどのようなか。

○不用額が多い事業の理由はどのようなか。

○国民健康保険税は、一般会計からの繰り入れを続けてよいか。一般会計で健康増進対策を実施することで保険料引き上げを抑える。

○弁護士に未収金の対応を依頼することで成果を出すことも考える。

調査視察地等の報告書

令和7年9月16日

日進市議会議長 福安 淳也 様

議員名 ゆきむら ともこ

実施年月日

8月 26日から

1日間

8月 26日まで

行き先

後日のオンライン配信

目 的

児童虐待対応や社会的養護の体制強化などの取組みについて、課題や実情を踏まえ、子どもや家庭を支えるためのこどもソーシャルワークについて学ぶ。

報告事項

未来へのふくし航路

こども家庭ソーシャルワークの今後の展望

～子どもや家庭を支えるために地域でできること～

主催：日本福祉大学

講師：日本福祉大学福祉経営学部教授 河尻 恵 氏

日本福祉大学客員教授・子どもの虹情報研修センターセンター長 増沢 高 氏

日本福祉大学客員教授 山縣文治 氏

時間：18時30分～20時

参加費：1,100 円

※別添資料 報告詳細

報告詳細

3名の講師によるシンポジウム。

こども家庭福祉分野では、近年の法改正や子ども家庭庁設立などにより、児童虐待対応や社会的養護(保護されたこどもの養育を行う里親家庭や施設など)の体制強化などの取組みが進められてきた。本シンポジウムでは、これらの取組みの課題や実情を踏まえ、地域でこどもや家庭を支えるために必要なこども家庭ソーシャルワークについて話された。

■こども家庭ソーシャルワークの現状

児童虐待相談対応件数は増加傾向が続く。

こども家庭ソーシャルワークは、虐待対応でよいのか。

虐待行為者への丁寧な指導のあとの支援が届いているか。

虐待行為者のマイナス面をアセスメントしていて、エンパワメントではない。

支援者側を問い直す必要がある。

家庭の支援よりも、分離の機能が求められているがこれでよいのか。

■社会的養育（家庭養護・施設擁護）

子どもの人権ガイドラインの内容

①親子分離を避ける

②分離は短期で一時的であるべき（家庭に帰すか、新しい家庭をつくる）

③分離の際はできるだけ家庭養護で

④施設養護は小規模で

⑤最後は再度親子で生活できるようにする（パーマネンシープランニング）

⑥子どもの意見の尊重（アセスメントだけでなく参画）

重症化してから社会的養育になっていて、虐待に至っていない逆境体験の状態にある子どもたちを見ておらず支援が届いていない。パーマネンシープランニングを考えると、ここにソーシャルワークが必要である。

■地域における家庭支援の状況

虐待行為の発生だけでなく、子どもへの悪影響を中心に考えるべきである。

支援を求めたときに助けてくれる地域づくりが必要である。

こども家庭センターの統括支援員は、8割が保健師である現状からソーシャルワークをどう考えるか。

行政に対人援助の専門職を位置づける必要がある。

ソーシャルワーカーが住民に浸透するように伝えていくことが必要である。

専門職として尊重され、なりたいと思える体制整備が必要である。

調査視察地等の報告書

令和7年10月2日

日進市議会議長 福安 淳也 様

議員名 ゆきむら ともこ

実施年月日

9月 30日から
1日間
9月 30日まで

行き先

オンライン配信

目 的

単身世帯が増加するなど家族の形態が変化し、家族が役割を果たせなくなっている現状から、身寄りのない高齢者への支援はどうあるべきか学ぶ。

報告事項

未来へのふくし航路

身寄りのない高齢者への支援はどうあるべきか

主催：日本福祉大学

講師：日本福祉大学福祉経営学部教授 藤森克彦 氏

日本福祉大学客員教授・伴走型支援協会 奥田知志 氏

NPO 法人やどかりプラス 理事長 芝田 淳 氏

時間：18時30分～20時

参加費：1,100 円

※別添資料 報告詳細

報告詳細

3名の講師によるシンポジウム。

日本は「家族依存型福祉国家」と呼ばれるように、生活保障の面で「家族」が大きな役割を果たしてきた。しかし、単身世帯が増加するなど家族の形態が変化し、以前のように家族が役割を果たせなくなっている。本シンポジウムでは、「身寄り」とは何かから、家族機能の社会化について具体的な取り組みの紹介も含めながら話された。

■単身世帯の増加

2020年 高齢者の中で男性の16%、女性の24%が独居

2025年 未婚が増える

■身寄りとは何か

身寄りとは、身を寄せるところであり、かならずしも家族だけではない。

従来は家族が担うものだと言われてきたこと（例えば葬式）をする人は家族であると考えれば、身寄りはつくることができる。

■身寄りがいない（孤立）とは

①会話欠如型の孤立

家族がいても会話がなく孤立する

②頼れる人欠如型の孤立

家族がいても頼れる状態になく孤立する

③手助けする相手欠如型の孤立

家族がいても手助けを必要とする相手がなく孤立する

身寄りがいないとは、人とのつながりがないこと。

身寄りがいないことにより、生きるエネルギーを失う。

■身寄りをつくるために必要なこと

①気づいてつなぐ伴走する人や機関

②自治会や町内会

③居場所・地域コミュニティ

■家族機能の社会化

家族が担ってきたことを社会が担うようにしていく。

専門家が行う「支援」は解決を求められるが、それだけではなくつきあいをつけていく人が必要であり量が求められる。

互助の関係作りの中で、家族機能の社会化を具現化していくことが必要である。

調査視察地等の報告書

令和7年10月20日

日進市議会議長 福安 淳也 様

議員名 ゆきむら ともこ

実施年月日

10月 17日から
1日間
10月 17日まで

行き先

オンライン配信

目 的

ボランティアの高齢化や活動者の減少、次世代へのバトンタッチができないなど様々な課題がある。国の政策ではボランティア活動に期待が寄せられる一方で、協働の在り方が問われている。このような現状から、中間支援組織が試みている新しい潮流を学ぶ。

報告事項

未来へのふくし航路

ボランティア活動は衰退していくのか
ー中間支援組織の活動支援の新潮流を探るー

主催：日本福祉大学

講師：日本福祉大学 学長 原田正樹 氏

日本赤十字社 総務局 財政部 参事監 相澤達也 氏

東京都社会福祉協議会 東京ボランティア・市民活動センター副所長
森 純一 氏

時間：18時30分～20時

参加費：1,100 円

※別添資料 報告詳細

報告詳細

3名の講師によるシンポジウム。

ボランティアの源流は、個人の意思によりすべての人にとっての幸せな社会をめざすことである。社会が変化してもこの源流は変わらないはずであるが、ボランティア活動への参加のしかたが変わってきている。本シンポジウムでは、新しい取り組みの必要性和子ども・若者への期待が話された。

■ ボランティア・中間支援組織の現状と課題

○ 日本赤十字社

- ・ 約 83 万人のボランティアが登録している。
- ・ 地域赤十字奉仕団、青年赤十字奉仕団などがある。
- ・ 基礎となる組織である自治会や婦人会等の衰退やリーダー、コーディネイト役の人材不足、活動の活発さに地域差があるなど、全社的な相互連携やノウハウの活用等のしくみが十分でないことが課題である。

○ 社会福祉協議会

- ・ コロナ禍を経てボランティアや市民活動が変化し、施設でのボランティア活動が減ったままである。
- ・ 一度ボランティアを経験した人が次につながらない。
- ・ CSW とボランティア担当職員の連携による地域での展開をどう広げるか。フォーマル機関では、予防につなげることが難しい。

■ ボランティア活動の源流と課題

- ・ 「広がれボランティアの輪」連絡会議 2025 年 4 月緊急提言
「ボランティアの今日的意義について、私たちは社会・市民に強く訴えます」
- ・ ボランティアと行政が対等に活動することが重要であると、関係構造が変わったボランティア元年。しかし、近年では行政が安上がりなマンパワーとしてボランティアを使い、管理するようになったのではないか。専門職が都合よくボランティアを活用していないか。協働の信頼関係が揺らいでいないか。
- ・ 特別なスキルのある人だけを登録するなど、能力によってボランティアを区別する方向に動いていないか。
- ・ 「行政の補完」になっていないか、行政も団体も見直す必要がある。

■ ボランティア活動の新潮流

- ・ 自分の都合に合わせて参加しやすい「エピソードックボランティア」の推進。
- ・ ボランティア活動は社会を変える力があることを強調する。
- ・ 子ども・若者へボランティアを広げるために学校教育にどう取り入れるか。
- ・ ボランティアは相互の関係であり、社会の多様化によりボランティア活動も多様化する必要がある。

調査視察地等の報告書

令和7年10月23日

日進市議会議長 福安 淳也 様

議員名 ゆきむら ともこ

実施年月日

10月 19日から

1日間

10月 19日まで

行き先

日本福祉大学大学院特別公開セミナー

オンラインによる受講

目 的

地域共生社会政策の具現化における重層的支援体制とコミュニティソーシャルワークについて学ぶ

報告事項

主催：日本福祉大学大学院

日時：10月19日（日）13時15分～16時30分

内容

講義：地域共生社会政策の具現化における重層的支援体制とコミュニティソーシ

ャルワーク

講師：大橋謙策氏

日本福祉大学客員教授

日本社会事業大学名誉教授 公益財団テクノエイド協会理事長

参加費：5,000 円

※別添資料 報告詳細

報告詳細

講義：地域共生社会政策の具現化における重層的支援体制とコミュニティソーシ

ャルワーク

■地域共生社会政策の底流にある考え方

○起点：2015 年「新たな福祉提供ビジョン」

- ・複合的な生活課題（8050 問題など）に対応
- ・「制度に人を当てはめる」のではなく、「人のニーズに合わせて地域を変える」
- ・地域をフィールドとした福祉の再構築
- ・アウトリーチ型の相談支援、ワンストップサービスの整備
- ・地域資源の創出と住民主体のまちづくり
- ・「小さな拠点」＝交流・居場所・役割の場の創出
- ・社会福祉法人の地域貢献とガバナンス改革の重視

■地域共生社会政策への道（前史）

①1990 年「生活支援地域福祉事業（中間報告）」

- ・潜在的ニーズ、多問題家族、社会的孤立などを問題化
- ・コミュニティソーシャルワークやチームアプローチの必要性が提示された

②2000 年 阿部志郎報告

- ・社会的排除、孤独、虐待等の問題に対し、福祉文化の創造、ボランティア・寄付文化の形成を提案

③2008 年「新たな支え合い」

- ・制度の谷間の問題、引きこもり、生活能力欠如など
- ・住民と行政によるパートナーシップ型地域づくりへ

■2016 年「地域共生社会政策」の基本理念

①全世代・全対象型の包括的支援

- ・ 高齢者、障害者、子ども、生活困窮者を一体的に支援

- ・ 縦割り行政を横断した重層的支援体制の構築

②地域住民の役割の創出

- ・ 「支える人」「支えられる人」という分断を超えて、すべての人が何らかの役割を持って支え合う地域づくり

③「伴走型支援」＝ソーシャルワークの本質

- ・ 単なるサービス提供ではなく、「人の生き方」に寄り添う支援

- ・ ソーシャルワーク教育の刷新（2021 年以降のカリキュラム改正）

■地域包括ケアとの統合：「包括的・重層的支援体制整備事業」（2021 年施行）

- ・ 重層的支援体制（6 つの柱）

- ・ 既存の相談支援事業の統合（高齢、障害、子ども、困窮）

- ・ 社会参加支援、地域づくり支援、アウトリーチ支援、多機関協働調整、支援プラン作成、

圏域構造の重層化

※1 層：市町村レベル

2 層：専門職多職種連携（中学校区レベル）

3 層：住民・ボランティアなどインフォーマルな支援（小学校区レベル）

■見直された社会福祉の思想と制度設計

①「ウェルフェア」から「ウェルビーイング」へ

- ・ 最低限の生活保障から、幸福追求・自己実現支援へ

② 救貧的福祉からソーシャルインクルージョンへ

- ・社会的包摂（インクルージョン）の実現
- ・「排除」される人々を地域に包摂する社会福祉の再定義

③ 地域を基盤とした福祉サービスの再構築

- ・中山間地域や限界集落の持続可能性を見据えた地域食堂、福祉避難所、移動販売などを
含む「生活総合支援」

■方法論としてのコミュニティソーシャルワーク（CSW）

○重要視される機能

- ・アウトリーチ型支援
- ・属性を超えたワンストップサービス
- ・個人ニーズを基軸としたアセスメント
- ・福祉アクセシビリティの確保（距離・心理的・総合性）
- ・ソーシャルサポートネットワークの構築
- ・市町村単位での職員配置・育成・連携

■今後の地域福祉の展望

- ・ソーシャルワークとケアワークの統合＝ソーシャルケア
- ・地域包括ケアを支えるコミュニティケアワーカーの育成
- ・福祉機器や ICT の積極的な活用による QOL 向上と効率化
- ・教育・死後対応まで含めたライフサイクル支援
- ・ヤングケアラーやひきこもり、8050 問題等への総合支援

■地域共生社会政策の本質

地域共生社会政策とは、「制度中心」から「人中心」へ、そして「地域が人を支える」から「人が地域をつくる」への転換である。

高齢・障害・子ども・困窮などの縦割りを超えた、分野横断の支援。

社会福祉法人や住民、行政が一体となって地域を支える構造へ。

「誰もが支え合う地域社会」実現のための、システム・人材・文化の変革である。

調査視察地等の報告書

令和7年10月23日

日進市議会議長 福安 淳也 様

議員名 ゆきむら ともこ

実施年月日

10月 21日から

1日間

10月 21日まで

行き先

オンライン配信

目 的

災害対策基本法等の一部を改正する法律案が国会で5月に成立した。災害対策の強化を図るための対策について、南海トラフなどの巨大災害に福祉関係者がどのように対応しているか、今回の災害法制の見直しを踏まえながら学ぶ。

報告事項

未来へのふくし航路

来るべき巨大災害に備えた支援体制整備の課題

～災害福祉法制の見直しを踏まえて

主催：日本福祉大学
講師：日本福祉大学 客員教授 渋谷篤男 氏
大阪公立大学 准教授 菅野 拓 氏
全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（VOAD）理事・事務局長 明城徹也 氏
社会福祉法人峰栄会 理事長 高杉威一郎 氏
全国社会福祉協議会地域福祉部長 高橋良太 氏
時間：18時30分～20時
参加費：1,100 円
※別添資料 報告詳細

報告詳細

5名の講師によるシンポジウム。

能登半島地震の教訓を活かし、今後の災害対策の強化を図るための対策が盛り込まれた今回の災害対策基本法等の一部改正を踏まえ、本セミナーでは、南海トラフなどの巨大災害に福祉関係者がどのように対応していくかが話された。

■課題

- ・福祉避難所での介護力不足によるケアとの分離

- ・ 環境の変化による避難者の状態の変化、感染症への対応
- ・ 家庭の状況や受験生、留学生への配慮の問題
- ・ 高齢化の進行や家族構成の変化への対応
- ・ 多様な避難場所（在宅、車中など）への支援体制
- ・ 災害関連死の防止を目的とする長期的な支援
- ・ 生活再建に進めない人への支援
- ・ 福祉サービス利用者への継続的なサービス提供
- ・ 災害派遣福祉チーム（DWAT）の活動範囲の不明確さ
- ・ 平常時は民間が担っていることを災害時は行政が担うことの難しさ

■必要な今後の動き

- ・ 普段から開かれた依存関係をつくる
- ・ 市町村の包括的支援体制を災害時にも機能させる
- ・ 「家屋保全」と「暮らしの再建」の支援を考える
- ・ ハード面の法制だけでなく社会保障との連動を考える
- ・ 相談援助などの対人サービスを強化する
- ・ 個別世帯の状況を蓄積し支援を組み合わせる（災害ケースマネジメント）

調査視察地等の報告書

令和7年11月7日

日進市議会議長 福安 淳也 様

議員名 ゆきむら ともこ

実施年月日

10月22日から10月23日まで2日間

行き先

第30回清溪セミナー

オンラインによる受講

目 的

住民主体の地方自治を実現するために議会や行政の改革をはじめ、日本社会が抱える諸課題について学ぶ。今回は、学校教育や人口減少社会、防災などのテーマについて今日的な視点で改めて学ぶ。

報告事項

主催：清溪セミナー実行委員会 共催：一般財団法人日本青年館

協力：早稲田大学鵬志会

日時：10月22日（水）13時～18時 10月23日（木）9時～15時45分

内容

■10月22日

13:30～14:50 講義Ⅰ 現場から見た介護保険制度

講師：小島美里氏（NP0 法人暮らしネット・えん代表理事）

15:05～16:25 講義Ⅱ 社会の変化とこれからの学校教育～主体性と当事者性～

講師：工藤勇一氏（教育アドバイザー）

16:40～18:00 講義Ⅲ 子育て支援策の一步先へ～まち全体での子育て～

講師：奥 正親氏（岡山県奈義町長）

■10月23日

9:00～10:20 講義Ⅳ 人口減少社会を生き抜くために

講師：増田寛也氏（株式会社野村総合研究所 顧問）

10:35～11:55 講義Ⅴ 自治体の防災マネジメントと議会・議員の役割

講師：鍵屋 一氏

（跡見学園女子大学観光コミュニティ学部まちづくり学科 教授）

13:30～15:30 講義Ⅵ 第30回記念対話

被爆戦後80年核兵器のない世界へ日本が果たす役割とは

講師：松井一實氏（広島県広島市長・全国市長会会長）

箕牧智之氏

（元北広島町議会議員 日本原水爆被害者団体連絡協議会代表委員）

参加費：23,000円

※別添資料 報告詳細

報告詳細

■講義 I 現場から見た介護保険制度

講師：小島美里氏（NP0 法人暮らしネット・えん代表理事）

○介護保険スタートから四半世紀の現状と課題

- ・平均寿命の延伸
健康寿命も延伸しているが、平均寿命と健康寿命の間が10年間あり、要介護2の時期にあたる。この間をうめる制度が必要である。
- ・認知症の増加
超高齢社会は認知症社会だが、介護保険では身体介護モデルが中心のままである。認知症未認定の人が行方不明になっている。
- ・少子化がもたらす労働人口の減少
求人しても人が来ない、ヘルパーの高齢化、ケアマネージャー不足でプランが作成されない、人手不足による事業所の閉鎖が起きている。
総合事業の要支援対応のヘルパーがいなかったため、今後予定されている要支援1、2への対応は難しい。
- ・初期（要支援～）から終末まで対応可能な訪問介護
認知症がある人は初期から中期までが最も援助が必要。
終末期は医療より介護の量が必要。
- ・訪問介護の課題
家族同居の場合には生活援助は受けられない。生活援助の時間・回数の制限により十分な援助ができない。要支援の訪問サービスは簡易な研修のみで提供可能になる。
- ・コロナ禍中の訪問介護
感染利用者の対応への国の支援では、施設（サ高住含む）が優先され、在宅介護は後回しであったが、利用者への訪問継続の通知が連発された。
- ・訪問介護の基本報酬引き下げ
訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応サービス、訪問リハ（予防のみ）の引き下げが行われた。経常経費の値上がりに対応ができない。大規模事業所やサ高住併設事業所が高収益であり地域型事業所は赤字になっている。
- ・訪問介護事業所の空白地域
117自治体に事業所がないが、介護保険料を支払い続けている。
- ・国は介護の産業化を推進
訪問介護の減少により、サ高住で対応せざるを得ない。自費による家事サービスが売りの事業者の増加。
- ・介護事業の倒産、閉鎖、休止の件数の増加
地域包括ケアは今後どうなっていくのか。
- ・介護保険制度の次期改正
保険証交付時期、要介護認定、サービス提供体制について見直しが必要。

■講義Ⅱ 社会の変化とこれからの学校教育～主体性と当事者性～

講師：工藤勇一氏（教育アドバイザー）

○日本社会の問題は学校教育の問題そのもの

- ・日本特有の問題（不登校・いじめ問題・自死・教員の加重労働）

欧米ではどこで学ぶかを選択できるため「不登校」の概念がない。日本は学校教育法で学校を限定したため「不登校」が生まれる。欧米は選択したところに支援するが、日本は限定したところに支援する。

- ・対症療法をいつまでやるのか

学びの多様化学校が58校ある。フリースクールが増えている。

- ・日本の学校教育は国連に勧告を受けている

インクルーシブ教育と子どもの権利条約への取り組みが進んでいない。

具体的な指摘事項

①過度な競争と圧力

②画一的な教育と批判的思考力の欠如

③生徒への多様性への対応不足

④教師の負担へのサポートの不足

- ・生きる力を育てる30年間の教育の結果

当事者意識の欠如、低い自己肯定感、低い幸福度。生きる力を失い続けている。

- ・生きる力は主体性と当事者性

主体性は生まれた時から全員がもっているが、手をかけすぎることによって失われていく。他と仲良くさせることを意識しすぎて当事者性を奪っている。

- ・自己決定のある教育

求められる行動を自らとる自主性ではなく、自らが言動を選択し責任をもつ主体性を育てる必要がある。教える側の立場からではなく、学ぶ側の立場から教育を考えて行く必要がある。「教える」から「学ぶ」へ

- ・対立を対話で解決する力：当事者性

日本の学校では人間関係で解決しようとしがちだが、共通の目的を見つけ出し合意する力。

- ・なぜインクルーシブが進まないのか

日本はみんな仲良くすることを目的にしがちで仲良くできないと差別する。

欧米はどうしたら仲良くできるかを考える。

- ・民主主義とは

多数決はマイノリティを切り捨てること。上位の共通目的にどう合意していくかを見つけていくことが民主主義の基本である。上位概念と下位概念を理解する力が必要。社会の成熟に重要なことである。

■講義Ⅲ 子育て支援策の一步先へ～まち全体での子育て～

講師：奥 正親氏（岡山県奈義町長）

○奈義町について

- ・ 中心部から半径 2 kmに人口の 8 割が定住するコンパクトシティ
- ・ 現代美術館は自然・アート・建築を一体化した新しいタイプの美術館。
SNS の影響で連日若い女性を中心に大勢の入館者がある。
- ・ 保育園 1 園と幼稚園 2 園を統合し定員 250 名のこども園を令和 6 年春に開園。
整備費用約 17 億円（うち過疎対策事業債約 14 億円）
- ・ 令和 6 年度から、園小中で給食費無償化、小中で教材費無償化を実施。
- ・ 中学校 1 校を令和 6 年度に建て替え。
整備費用約 20 億円（うち過疎対策事業債約 14 億円）
- ・ 人口推移シミュレーションで、移動均衡が大切であるとの視点に立っている。

○少子化対策の意義

- ・ まちへの想い
人口減少に対応し町を未来へつなげる。暮らし続けられるように未来を創る。
- ・ 問題と課題
少子化問題は子育て世代だけの問題ではない。課題を住民と一緒に考える。
少子化対策は最大の高齢者福祉である。

○少子化対策の取組

- ・ 奈義町子育て応援宣言（平成 24 年 4 月 1 日）
町民へ行政が約束することで「安心感」と「心強さ」を届ける。
令和元年合計特殊出生率 2.95 を記録した。
- ・ 経済的支援
大学卒業後に町への定住で全額返還免除の奨学育英金。
在宅育児をする保護者に毎月 15,000 円の支援金。
高校生への就学支援金年額 240,000 円。
※一般会計予算規模約 50 億円のうち、子育て・教育支援単独事業費は約 3 億円。
- ・ 地域と行政につながる伴走型の産前産後ケア 1000 日見守り
- ・ 地域と子育て拠点施設「なぎチャイルドホーム」
- ・ 少しの手伝いを求める企業と少し働きたい人をつなぐ「しごとコンビニ事業」
町民主体で法人化した一般社団法人が事業を担っている。
- ・ 2023 年 17 年ぶりに「こども議会」を復活。
- ・ ALT を 12 人配置し、園小中一貫教育の中で英語が話せる子どもたちを育てる。
- ・ 雇用創出のために企業誘致。全 16 社立地 約 800 名が就労
- ・ 住む場所を提供するために
町営賃貸住宅の整備。町で民間賃貸住宅の建設を助成。
分譲地整備を支援。
分譲地紹介報奨制度 新築住宅普及促進事業補助金 民間分譲地整備補助。
空家対策、新築、リフォーム促進のための補助制度。

■講義Ⅳ 人口減少社会を生き抜くために

講師：増田寛也氏（株式会社野村総合研究所 顧問）

○東京は心の過疎化が進んでいる。コミュニティがない。

地方は、コミュニティをどう維持していくのかによってまだ保てる。ここに地方の優位性がある。

○人口減少を考える上で重要な点

- ・地方創生
- ・人口の自然減と社会減
- ・定住人口＜関係人口＜交流人口
- ・二地域居住（二地域住民票、二地域納税）
- ・若者や女性にも選ばれる地域
- ・人口減少が進行するなかでも「稼げる」地方

○地方創生

- ・人口減少対策（少子化対策）では、性別役割分担意識の打破などの社会意識の変革が必要である。
- ・地域経済の活性化策では、公共交通の維持と交通、通信インフラ整備、まちのコンパクト化がある。
- ・東京一極集中の是正では、地方での教育、医療等の充実や税源偏在の是正が必要である。

○特に急ぐべきこと

- ・若者や女性に選ばれる地域を創る
アンコンシャスバイヤス等の意識変革、働き方改革、賃金格差の是正
- ・地域の経済社会構造の再構築
地域生活サービス（買物、公共交通、病院等）の強靱化、三層の圏域構造（広域圏、地域生活圏、集落生活圏又は小さな拠点）
- ・東京一極集中の是正（分散型社会構築のために）
企業や大学の地方配置、政府機関等の地方移転、税源の偏在是正

○まとめ

- ・これまでの地方政策の弊害は、縦割り、一律、ばらまき、表面的、短期的
- ・これからは
地域主体で長期にわたる一貫した取組みを進める。
若者や女性に選ばれる地域を創る。
広域リージョン連携を進める。
行政サービスの地域間格差の拡大には、税源の偏在是正に強力に取り組む。
AI、デジタルなどの新技術を積極的に活用する。

<参考>

地方創生 2.0 基本構想（概要）（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）

持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会報告書（概要）

都道府県別の経済的豊かさ（可処分所得と基礎支出）

■講義Ⅴ 自治体の防災マネジメントと議会・議員の役割

講師：鍵屋 一氏（跡見学園女子大学観光コミュニティ学部まちづくり学科 教授）

- 災害対策は住宅耐震化と高齢者等の避難生活支援が最重要政策
- 災害時こそ道の駅のトイレを使えるように
- 災害時「も」尊厳が守られる社会
 - 国難災害は近いと想定するが、社会は脆弱化している。福祉の視点で費用効果の高い事前防災をする。
 - ・住宅耐震化は自己負担のない公費で
 - ・緊急避難は「ひなんさんぽ」と個別避難計画で
 - ・在宅避難のために簡易トイレの全戸配布を
 - ・すべての福祉施設を福祉避難所に
 - ・災害福祉支援体制の整備、人材育成を
 - ・法の目的に「尊厳」を加える
- 75歳以上は30年で約3倍になり、要介護者も増加傾向だが、災害時の福祉制度がない。（例：介護保険の災害時対応がない）
- 要介護者の日常生活動作の状態を考えると、小中学校への徒歩避難を唱えるだけよいか。
- 自治体職員は25年で16.5%減っており、公助にも限界がある。
- 自助、共助、公助は重要だが、唱えるだけでは成就しない。
 - 防災を福祉の理念、取組みを参考に更新する。
- 自助のできない低所得者には、全額公費で住宅耐震化し置き去りにしない。
- 個別避難計画の効果は、つながりを作ることで助かる確率を上げること。
 - ねらいは、平時も災害時も支え合える社会「地域共生社会」を作る手段。
- マンション上層階では、下まで降りられないことを想定したトイレ対策が必要。
 - トイレを理由に避難所に人が押し寄せる問題もある。国民の行動変容を促す。
- ケアが必要な人を福祉施設で受け入れ可能にすることで、福祉事業者の事業継続が可能になる。（福祉施設のBCP作成義務化）
 - 企業版ふるさと納税でラップオンなど、福祉避難所の整備をする。
- 福祉関係者の被災者支援が弱い
 - 都道府県社協に常設型の災害福祉支援センターを設置し、DWAT訓練・拡充・ネットワーク化、被災福祉施設への支援、福祉避難所の開設・運営、ボランティアセンター支援、災害ケースマネジメント等を行うとよいか。
- 法の目的に尊厳を加える
 - 尊厳を守る意識が弱い。すべての防災対策を尊厳の観点から見直す。
 - 援助を受ける権利があり、実行可能なあらゆる手段が尽くされるべき。
 - 自治体の防災基本条例の目的に尊厳を入れる。（例：戸田市、熊本市）
- 地方議会の災害時の役割は、法制度も実態も明確ではない。先行研究もない。
- 大津市議会がはじめてBCPをつくった。災害のふりかえりを議会が行う事例はまだない。

■講義VI 第30回記念対話

被爆戦後80年核兵器のない世界へ日本が果たす役割とは

講師：松井一實氏（広島県広島市長・全国市長会会長）

○広島市の核兵器廃絶への取組と平和への思いについて

核兵器廃絶の考え方が市民社会「市民一人ひとりの総意」となっていくことが重要であり必要である。市民が日常生活の中でこの考えを大事にすること。人を殺すことは人類として起きてはならないという社会規範は党派を超えてある。核兵器廃絶が社会規範的なものになれば、世界が赴いて行くのではないか。

○日本国憲法を大事にしたい

- ・前文「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」とある。諸国家ではなく諸国民である。相手を信用していくことを基本にしていきたい。
- ・9条「国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」とある。

○広島平和記念都市建設法1949年8月6日施行

- ・第1条 この法律は、恒久の平和を誠実に実現しようとする理想の象徴として、広島市を平和記念都市として建設することを目的とする。
- ・第6条 広島市の市長は、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、広島平和記念都市を完成することについて、不断の活動をしなければならない。
党派や政党を越えた平和活動を目指している。

○広島市の都市像 目指す平和

法の理念を象徴する都市像は「平和記念都市」
最高目標とする都市像は「国際平和文化都市」とした（S45年）
国際的に平和の実現を追求する文化にあふれる都市
これを具体化するのが市長の役目

○平和と平和文化

平和とは、容易にポジティブな気持ちになることができる生活環境が整っている状態。平和文化とは、そうした生活環境を作り上げていくために不可欠となる、人々による様々な取組の成果の全て。

○平和文化の振興が目指す究極の目標

平和文化の振興→市民社会における平和意識の醸成→世界平和の創造に向けた国際世論の醸成→核抑止力に依拠しない外交政策の実現→核兵器のない真に平和な世界

為政者の政策転換を後押しする大きな潮流を形成

為政者を選ぶ市民社会における平和文化を構築し続けたい

○世界の8527の都市を構成員とする平和首長会議

日本の基礎自治体1740が加盟している（1都市のみ加盟していない）

○平和文化月間、平和文化アンバサダーSTU48、修学旅行の誘致、こども向けの展示整備、レストハウス活用

○平和宣言 被爆者の体験と被爆の実相を伝える

○被爆者の思い「こんな思いを他の誰にもさせてはならない」

箕牧智之氏（広島県原爆被害者団体協議会理事長）

体調不良により講師が欠席したため、司会者がメッセージを代読した。

その後、テレメンタリー「屍を越えてオスロの灯」の映像を視聴した。

結成から 68 年での日本被団協が選ばれたノーベル平和賞のドキュメント。

語ることを禁じられた被爆被害から、1956 年日本被団協結成 核兵器廃絶と被害に対する国家補償を求める活動が始まり、海外へも活動が広がった。

運動を率いてきた被爆者が思いを託して亡くなる。被爆者運動の継承が課題。

ノーベル平和賞の式典には核保有国を含む各国大使ら 1000 人が参加、過去最多のおよそ 200 人の報道陣が集まった。

■広島市長と司会者の鼎談

・影響力のある首脳の広島訪問ではどのような反応か。

→国とは違う平和首長会議の説明をすると抵抗感がない。

・平和首長会議の広がりや平和文化をどう広げるか。

→都市同士のつきあいや人々の行き来をしたいと提案する。

人間同士が仲良くする取組みを進める。

ビジネスで関係性をもつ。行政では環境問題の情報交換。

・アメリカの基礎自治体でも禁止条約への批准を進める動きが広がっている。

・原爆投下の事実は受けとめるが、これからどうしていくかポジティブな取組みに変わってきている。松井市長の経験からの取組み。

・国家の安全とは人の生活を守ること。核兵器が使われたら人の生活が守れるのか。領土を守ることだけではないはずである。

調査視察地等の報告書

令和7年11月18日

日進市議会議長 福安 淳也 様

議員名 ゆきむら ともこ

実施年月日

10月 25日から

1日間

10月 25日まで

行き先

後日のCDと資料による受講

目 的

女性支援法施行後の女性支援施策の現状を学ぶ。

報告事項

主催：公益財団法人市川房枝記念会女性と政治センター

日時：10月25日（土）10時～16時15分

内容

■テーマ1 基調講演 10:10～12:10

「女性支援法施行の意義と課題—地方自治体の役割を問い直す」

お茶の水女子大学名誉教授、女性支援法推進を促進する会会長

戒能民江氏

■テーマ2 講演 13:10～14:40

「私の意思」を尊重した支援とは～官民協働の支援の必要性

国立市政策経営部市長室長 吉田徳史氏

■テーマ3 講演 14:45～16:15

「困難に直面する女性との関わりから見える必要な『手』」

NPO 法人 mia forza 門間尚子氏

音声受講料：7,500 円（送料 500 円含む）

※別添資料 報告詳細

報告詳細

■テーマ1 基調講演 10:10～12:10

「女性支援法施行の意義と課題—地方自治体の役割を問い直す」

お茶の水女子大学名誉教授、女性支援法推進を促進する会会長 戒能民江氏

2024 年 4 月に女性支援法が施行され、1 年半経ったが知られていない。支援が必要な人にとって法律は遠い世界であり届いているのか。この状況を早急に変えていかなければならない。女性支援法を女性の役に立つものにしていくために、どうすればよいかを考える機会とする。

○相談は増えているが、一時保護の件数は減少傾向。支援の対象は圧倒的に DV 被害が多い。北海道は直接民間シェルターへ行くことが可能、神奈川県は最初に相談・保護したところが最後までかかわるなど、特徴的な取り組みをしている自治体もある。女性自立支援施設の定員充足率は 22.6%で減少が止まらない。

○女性支援法制定の意義

- ・旧婦人保護事業を売春防止法から切り離す。
- ・女性支援の新たな枠組みを構築する。

施設での集団生活による管理的指導が中心で、一時保護以降の中長期的な自立支援の法的根拠がなかったため、女性支援法を制定し支援の概念をつくった。補導処分・婦人補導院を廃止した。

○なぜ女性支援法が必要か

- ・女性であることにより様々な困難な問題に直面する。
- ・女性性・女性特有の問題（性被害・リプロダクティブヘルス・ライツ）
- ・社会経済的困難（性別で異なるコロナ禍の影響・男女格差の拡大）
- ・支援に対して高いハードルを感じている女性たち（自己責任論・若年女性）
- ・多様で複合的な困難（中高年女性・複合差別）
- ・縦割りの行政・法律・支援では複合的で多様な困難な問題への支援は難しい。

○女性支援法のポイント

- ・市区町村が責務を負うことが位置づけられた。
- ・女性の福祉の増進と人権の尊重という法の目的に沿って、発想や考え方を根本的に変える。
- ・DV被害者に留まらず、困難な問題を抱えるおそれのある女性にも対象範囲を広げる。
- ・行政の連携協働体制による支援のコーディネートをする。
- ・当事者中心主義の支援を民間と行政の協働により行う。
- ・アウトリーチ、居場所の提供、支援調整会議、被害からの回復支援、地域社会での支援を行う。

○女性支援法をめぐる動向

- ・施行後3年を目途に法全体の見直し
- ・令和8年度予算概算要求額は57億円（前年度予算51億円）であり、新規事業として「女性相談支援センター等地域連携推進モデル事業」「一時保護所・女性自立支援施設受入促進モデル事業」がある。拡充事業として「官民協働等女性支援事業（若年女性支援事業から対象範囲を拡大）」がある。
- ・内閣府と厚労省の縦割りの弊害が、市区町村の男女課と福祉課の連携への悪影響を及ぼす。
- ・ほとんどの自治体が現状維持のまま、最低限の資源による形だけの対応に終わっている。

○市区町村「基本計画」策定

- ・策定は努力義務となっている。
- ・男女系部署と福祉系部署の協働が不可欠である。
- ・支援現場や市民も参画する。女性の声、現場の声を計画に反映する。

- ・ 単独型、他の計画との一体型、関連型での策定のしかたがある。
- ・ 防災のことを入れる。
- ・ すべての領域に目くばりする。

○課題

- ・ 女性相談支援員の人員配置が不十分。
- ・ 民間女性支援団体の位置づけと行政との協働や財政支援の視点が弱い。

■所感

- ・ 本講座で話されたとおり、日進市でも女性支援法施行からこれまでに、新たな取り組みなどは見られない。
- ・ 日進市では女性相談支援員の配置がなく、相談を外部の女性支援団体に委託しているが、伴走的な支援や中長期的な対応を行うには市職員としての配置が必要と考える。
- ・ 女性支援法では、若年女性の支援を進めることがポイントの一つとなるが、日進市では若者支援の体制そのものがなく、女性特有の困難を抱えるケースをどこの部署が対応するのか市民にとってわかりにくい。
- ・ 日進市には、民間の支援団体があるが、行政との協働が行われているのかがわからず、どのような支援メニューがあるのかを市民に明らかにできていない。
- ・ 支援にたどり着いていない女性が本市では多いのではないかと推測する。
- ・ 日進市には支援の責務があるという認識をもち、基本計画を策定し支援体制の整備を進めるべきと考える。
- ・ 男女平等を所管する地域共生課か、女性相談を所管する地域福祉課なのか、どちらが主導して進めていくのか、そこから話し合ってほしい。

- ・公営住宅をもたない日進市が、中長期的な支援をどのようにしていくのか、住宅の確保の課題は本市独自の施策として考える必要がある。

■テーマ2 講演 13:10~14:40

「私の意思」を尊重した支援とは～官民協働の支援の必要性

国立市政策経営部市長室長 吉田徳史氏

○国立市では、ソーシャル・インクルージョンの考え方を市が持っている。

- ・2005年「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」
- ・2016年「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」

○性別に関する2つの条例がある。

- ・2018年4月施行 ジェンダー平等を推進する条例

性別に起因する差別や人権侵害は行ってはならない

- ・2019年4月施行 人権・多様性・平和に関する基本条例

性別を理由とした差別や暴力を禁止

○国立市の女性支援の組織

- ・市長室で、人権・男女共同参画とともに所管している。2017年4月に移管した。
- ・人権・男女共同参画は職員5名、女性支援は4名で担当している。

女性支援の職員4名は、専任の女性相談支援員であり（母子・父子自立支援員と兼務し

ていない)、相談から支援までを一貫して関わる。

- ・女性支援 4 団体での連携体制がある。

市、Jikka (NPO 法人が運営)、くにたち男女平等参画ステーションパラソル (株式会社へ委託)、夜間休日電話相談 (NPO 法人へ委託)

○国立市パーソナルサポート事業

- ・公的な一時保護施設の利用を選択しない、できない人への対応と中長期的な支援の継続が行政の課題であり、公的なセーフティーネットが十分機能していない状況だった。
- ・地域に開かれた女性支援という考え方に戸惑いがあったが、NPO 法人の Jikka の取り組みを見て考え方が変わった。
- ・「短期宿泊事業」と「中長期の自立支援事業」の 2 つの支援メニューがある。
- ・Jikka とは、お互いの支援の状況を細かく共有している。

■所感

- ・ソーシャル・インクルージョンの考え方が基本にあり、日進市とはまちづくりの方針が根本的に違う。それがはっきりと施策、事業に表われている。
- ・国立市の人口は 2025 年 10 月 1 日現在で 77,038 人であり、日進市より少ないが女性相談支援員を 4 名専任で配置している。日進市の配置はなく、市の考え方の違いがよくわかる。
- ・行政の課題が明確にあり、それを解決するために民間との協働が必要だと市が考え、実行している点でも日進市との違いがある。
- ・支援を隠さないと安全が守られない。しかし、実態がわからないと何が課題かわからない。この両側面が過渡期で難しいというお話しには共感する。

■テーマ3 講演 14:45～16:15

「困難に直面する女性との関わりから見える必要な『手』」

NPO 法人 mia forza 門間尚子氏

団体名の「mia forza」とは、イタリア語で「わたしのちから」という意味。

2015年8月発足、2021年10月NPO法人化。

事業内容

(1) くらしに課題や困難を抱えるこどもや女性応援事業

①こどもと女性のための居場所事業

②女性のための語り合いの場事業

③こどもと女性のためのシェルター事業

④こどもと女性のための相談事業

⑤食糧・生活用品提供事業

⑥受験料給付事業

(2) こどもや女性を応援する担い手育成事業

(3) こどもや女性を応援する団体支援事業

(4) 調査・政策提言事業

■所感

・当事者の声を受けて一つひとつを事業化してこられた経緯から、行政の手法とは違う

NPOならではのニーズに合った展開がなされていると感じる。

・分野として切り離されてしまいがちな更生保護の活動も包括的に取り組まれている点が

特徴的である。

- ・団体支援事業では、助成金申請講座や担い手育成研修等を開催され、こどもや女性への支援全体の広がりにも貢献されている。
- ・日進市には、ここまでの事業展開をしている団体はないと思われる。

今ある団体のさらなる展開、行政と NPO の協働で課題の解決に向かっていくことを期待する。それを導いていくのも行政の意思によると考える。

調査視察地等の報告書

令和8年2月4日

日進市議会議長 福安 淳也 様

議員名 ゆきむら ともこ

実施年月日

1月 24日から

1日間

1月 24日まで

行き先

後日のCDと資料による受講

目 的

- 税収は国・地方とも過去最高となる中、新しい政権下で国の財政状況を踏まえた住民の命と暮らしを守る自治体予算とは何かを探る。
- 災害が頻発する今、高齢者や妊婦、障害者等の災害時に特別な配慮を必要とする方への支援を含めた地域防災力向上の具体策とは何かを学ぶ。
- 米価高騰に象徴される食料供給が揺らぐなか、日本の農業の課題と安全性や持続可能な政策について学ぶ。

報告事項

主催：公益財団法人市川房枝記念会女性と政治センター

日時：1月24日（土）10時～16時15分

内 容

- 基調講演 10:10～12:10 2026年度の予算について
元 地方自治総合研究所 菅原敏夫氏
- 講演1 13:10～14:40 安心安全な地域づくり
～女性の視点をいかす防災・減災編～
人と防災未来センター主任研究員 山崎真梨子氏
- 講演2 14:45～16:15 日本の農業政策の課題
～米高騰、食料安保、欧米の政策を手がかりに～
株式会社農林中金総合研究所 理事研究員 平澤明彦氏

音声受講料：9,500円（送料500円含む）

※別添資料 報告詳細

報告詳細

■基調講演 10:10~12:10

2026 年度の予算について 元 地方自治総合研究所 菅原敏夫氏

通常国会召集日 1 月 23 日の冒頭解散、衆議院選挙となったため、国会が再開されるまで予算審議はなく、現在確実な予算案はない。自治体の予算編成も遅れている。このような状況の中での講演となった。

本日のテーマ 2 点

1. 1 月 23 日ニューヨーク株価が 2 円上がった。円が上がることは私たちにとってよいことか、よくないことか。物価高はよいことか、よくないことか。
2. 1 月 23 日に総務省の講堂で全国財政課長会議があり、都道府県と政令指定都市の財務課長が参加した。自治体の予算編成の注意点の説明がされた。
各自治体の財務担当課と議会事務局にこの内容が来ている。
これを財政担当課がどう感じるのか、私たちがどう感じるのか。

今、起きていることはインフレだが、政府はインフレとは言わない。物価高騰対策はインフレ対策になっているのか。これまでの経済学では、「金利を上げる」「給付をやめる」「国債の発行をやめる」「増税」などがインフレ対策である。現在の政府の対策は、これと逆行している。

◎所感

- ・物価が上がっても生活保護費は上がっていない。生活保護受給者の手取りが増えても貯蓄はできない。雇用と所得を増やしても、生活保護費と年金は増えない。低所得者への影響の大きさを実感する。
- ・自治体が実施する事業が、物価高に対してよいかよくないか。立場により見えているところが違うため評価が変わる。自治体が、どの立場に立つかが重要であると改めて確認できた。
- ・意図せずに、富裕層への政策を示してしまうアンコンシャスバイヤスは逃れられない。だからこそ、多角的な視点を持つことを意識的にしなければならないと気づかされた。
- ・減税を打ち出す政党ばかりでは、インフレ対策にはならないのではないかと危惧する。
今後どこかで破綻するのではないかと危惧する。
- ・議会の議論では「無償化」に反対する議論にはなりにくい、「無償化」は思わぬ結果を招くこともあることを忘れてはいけない。
- ・命と暮らしを守る予算になっているかを審議したい。

■講演 I 13:10～14:40

安心安全な地域づくり～女性の視点をいかす防災・減災編～

人と防災未来センター主任研究員 山崎真梨子氏

講師は、18年間の市職員の経験があり、女性初の防災担当職員として業務を行う中で、要配慮者の避難を考える経験や災害関連死の多さを知った。「女性と防災」を考えたいと市役所を退職し現職となった。福祉が専門のため、その視点からの防災・減災の講演であった。

- ・大雨の降る頻度が変わってきているなど、これまでの常識が通用しなくなるため、意識を変えていかなければならない。
- ・支援（ソフト・ハード）があって成り立っていた生活が、避難生活で支援がなくなれば生活が成り立たない。同じ地域に住みながら、個々により受ける影響がちがう。
- ・地区防災計画は、必要な人と必要になりそうな人を含めて考えていくもの。
- ・知識と行動はちがう。自分事ととらえ、行動してもらうことが必要。
- ・区への加入が、発災時の備えになるという位置づけになれば、加入の意味・意義が見い出せるのではないか。
- ・福祉も防災も地域づくりが大事なものは同じ。
- ・「要望」では自分が第三者になる。自分も行動したうえで「意見」を言う。
- ・支援者が支援者になるためには、まず自分の備えが必要。
- ・発災時には、既存の問題が顕在化する。ジェンダー不平等・女性参画や意見反映の問題など、平常時からの課題解決が必要。

◎所感

- ・高知県幡多郡黒潮町では、平常時の業務に防災が取り込まれているというお話を聞き、災害に対する備えや発災後の対応がうまくいくとの示唆を得た。
- ・議会 BCP について、芦屋市議会と大津市議会の紹介があり参考にしたい。
- ・本市では地区防災計画の作成がまだ進んでいない。防災訓練に参加しなかった人の背景を考える必要性のお話を聞き、それを考えることによって計画の作成に近づくと思った。自主防災組織で展開できるとよい。
- ・避難行動をとらない人には、家族や地域の支援者（消防団など）を守るためにも避難が必要だとアプローチするとよいという事例は、説得力があると感じた。
- ・「女性」をカテゴライズすると、対「男性」と考えがちになる。カテゴライズの長所と短所があるというお話は、日ごろから気になっていた点であり、防災・減災分野に限らず注意が必要だと感じた。
- ・避難所の運営訓練でも、女性の参画、意見反映、相談窓口の設置などに取り組めるように留意していきたい。
- ・組織的な行政支援ができるまでには時間がかかることを、平常時から市民に理解してもらう機会が必要と考える。

■講演2 14:45～16:15

日本の農業政策の課題～米高騰、食料安保、欧米の政策を手がかりに～

株式会社農林中金総合研究所 理事研究員 平澤明彦氏

最近の米価高騰は、一時的な天候不順や需要増だけでなく、日本の食料供給体制そのものが抱える構造的な脆弱性が背景にある。特に、需要予測の甘さ、流通段階での先買いや在庫行動、外食・中食産業の拡大などが重なり、想定以上に米が市場から消える現象が起きた。これは「米は余っている」という従来の前提がすでに成り立っていないことを示している。

このような状況にもかかわらず、日本の農政は長年、価格抑制と生産調整を軸に進められてきた。その結果、農家の所得は不安定なまま放置され、農地の減少や担い手不足が進行している。国内の生産基盤は弱体化し、食料安全保障の観点からもリスクが高まっている。

欧米では、食料は安全保障の基盤と位置づけられ、農家に対する直接支払いなどを通じて生産基盤を維持し、安定供給と農業の持続可能性を支えている。

今後の日本農業には、短期的な価格対策だけでなく、中長期的な視点での政策転換が求められる。需要を過小評価しない需給管理、備蓄や輸入の現実的な運用、農地を維持するための直接支払い制度の導入、農業を食料安全保障の柱として位置づけ直すことが不可欠である。農業をコストではなく社会基盤として捉え直し、安定した生産と国民の食を将来にわたって守る政策が強く求められている。

■所感

- 米価や食料需給変動に対して、地域の枠組みだけで対応するのは限界があり、国・県レベルの統合的な需給見通し・備蓄管理と連携する必要があると考える。
- 農家が収入の変動に耐えられるような制度が弱い点は全国的な課題であり、まずは国での検討が必要と考える。国の収入補償制度や価格安定策と連携し、本市でも農家が安定的に収入を得られる仕組みの構築に向けて検討できるとよい。収入保険制度の情報提供や利用支援も重要である。
- 本市の場合には、優良な農地を保全していくための取り組みは、喫緊の課題であると感じる。
- 本市でも担い手育成に取り組んでいるが、高齢化と人手不足は根深い課題であり、県・国と連携した就農支援、若者・新規就農者への支援策が重要である。
- スマート農業・環境配慮型農業の促進も重要な視点であり、生産性向上と環境負荷低減を両立する技術導入支援を強化できると、本市でも可能性が広がるのではないかと感じる。
- 食料安全保障の観点から、米以外の多様な作物栽培や付加価値の高い作物づくりを支援することは重要である。
- 直売所の強化、地産地消、6次産業化支援が進めば、就農者が増えるのか。実際に現場の声を丁寧に聞き、政策にしていける必要があると感じる。

調査視察地等の報告書

令和8年1月29日

日進市議会議長 福安 淳也 様

議員名 ゆきむら ともこ

実施年月日

1月 28日から
1日間
1月 28日まで

行き先

名古屋市民活動推進センター

目 的

2025 年、国際ディスレクシア協会（IDA）がディスレクシアの定義を大幅に改訂したことに伴い、日本ではどのような定義になるのか、日本版の定義づくりを担っておられ、この分野の第一人者である宇野彰先生から公式発表前に学ぶ。

- ・今後の日本における展望
- ・日本の学校のあり方の理想
- ・合理的配慮の考え方

報告事項

『発達性ディスレクシアの最新情報について』

主催：NPO ディスレクシア協会名古屋

講師：宇野 彰 氏 （元筑波大学教授）

時間：10 時～12 時

参加費：1000 円

※別添資料 報告詳細

報告詳細

講義の内容は、主に IDA での新定義について、宇野先生の翻訳案の解説であった。ディスレクシアには、先天性と後天性のものがあるため、先天性のものを「発達性ディスレクシア」と表現したい。ディスレクシアという言葉は、診断名と症状の両方に使われているため、使い分ける必要があると指摘された。

今回の新定義では、「形態処理における困難さ」が追加され、「音韻処理や形態処理における困難さは必ずしも普遍的ではない」ということが理解された。

「形態処理」は英語圏の話になり、日本語では影響はないが、英語圏の定義になったことで、他の地域にとっても一歩進んだものとなったと説明された。

■所感

○今後の日本における展望

発達性ディスレクシアであることを自然に開示できるような社会になること。

一方では、開示しなくても受け入れられる寛容な社会になることだと感じる。

制度に基づく支援や配慮を求めるなら、その根拠（診断）や開示が必要になるのが現実だが、それがなくてもできるインフォーマルな支援や配慮はある。

その部分を広げていくことが、寛容な社会をつくることにつながると考える。

○日本の学校のあり方の理想

通常学級の中でこれまで見逃されてきた、発達性ディスレクシアの子どもたちをきちんと評価し、個々に応じた合理的配慮を提供していくことは、早急に進めるべきであると感じた。

宇野先生が指導されている「Tsukuba モデル」を導入している自治体は、つくば市・取手市・霞ヶ浦市・守谷市・長久手市・南会津町の6市町であるが、子どもたちの評価と教員の専門的指導が可能になることで、合理的配慮の提供が減ることは、教員の負担軽減につながるのではないかと考える。

○合理的配慮の考え方

まだまだ、合理的配慮の考え方が正しく理解されていない現実に対しては、特に通常学級の教員への研修が必要と感じる。

合理的配慮の不提供は、障害者差別解消法に抵触する可能性があるとの理解を広めるような行政からの発信が必要ではないか。

試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすることは不当な差別に当たり得ることなど、どのようなことが差別に当たるのかを具体的に示す必要があると感じる。

本市では、パンフレットの作製をしているが、教員ひとり一人や住民全体への理解促進をどのように進めるかを考える必要がある。

調査視察地等の報告書

令和7年5月22日

日進市議会議長 福安 淳也 様

議員名 ゆきむら ともこ

実施年月日

5月 20日から
1日間
5月 20日まで

行き先

豊田市役所
(よりそい支援課及び建築相談課)

目 的

「重層的支援体制推進事業」と「居住支援事業」について
豊田市ではどのように進め、課題認識がどうか調査する。

報告事項

時間：14時～16時 ※13時45分～14時 議場見学

参加者：政策研究グループ「未来ネット」白井・舟橋・山田

政策研究会「あした」島村・田中・幸村

合計6名

内容：14時～15時 重層的支援体制整備事業について よりそい支援課

15時～16時 居住支援事業について 建築相談課

※別添資料 報告詳細

報告詳細

Ⅰ. 重層的支援体制整備事業 よりそい支援課

(1) 包括的な支援体制構築の社会的背景

①都市近郊部と中山間部、28の中学校区と77の小学校区、298の自治区があり、地域ごとの特性・資源・文化などが大きく異なる。

→「地域」を基盤に考える重要性

②これまで自動車等の産業を中心に若いまちとして進んできたが、高齢化が急激に進む人口構造になっている。

→「誰かが担う」のではなく、「誰もが担う」発想に、できるだけ早期にシフトチェンジする必要性

③SDGs 未来都市として、低炭素社会などの視点から持続可能なまちづくりを推進してきており、「すべての人に健康と福祉を(SDGs の17のゴールの一つ)」も達成する必要がある。

→複合的な課題を抱える世帯、支援につながらず地域に埋もれている世帯、福祉サービスの受給だけでは解決しない課題へのアプローチ

(2) 第Ⅰ次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画

①タスクフォースによる課題検討・提案

平成28年度「全世帯・全対象型の地域包括ケアシステム」を目指すため、機動的・小規模検討チーム：タスクフォースを部内に設置し、翌年度から開始される「第8次豊田市総合計画」に施策の反映を目指した。

②総合計画にタスクフォースで検討した「地域共生型社会システムの構築」の内容を反映し、福祉部ではなく市の施策となった。施策を効果的に実行するために、福祉部内の組織改編を実施した。

(3) 豊田市の重層的支援体制整備事業における「参加支援事業」

○とよた多世代参加支援プロジェクト

福祉事業所だけでなく、一般企業や農家など市内民間事業所等で構成するプラットフォームである。地域共生社会の実現において、民間福祉事業所の横連携で「新しい取り組みのカタチ」を生み出すことに共感した事業所等による会員組織として、P-BASE（リハビリ施設）が発起人となり、2021年3月に設立された。

→公的サービスでは対応しきれないニーズに対応するサービスを創出・提供することで、課題を抱える人が安心して暮らすことができる地域共生社会の推進を目的としてスタートした。

→2021年5月から「参加支援事業」の一部を担うこととなった。

2025年3月末現在会員は105団体。

→2024年12月一般社団法人ダイバーシティ・スタイルと協定を締結し、2025年度から広く社会参加事業を業務委託。

(4) 重層的支援体制による取組と連携の基盤となる活動

①「重層的支援会議定例会」の実施

各所属等が定期的に主体的な意見交換をするための機会

②「重層的支援推進研修」の開催

広がりのある取組と連携の意識を進めるための人材育成

③A:支え合いの中で困り事に気づき早期の相談につなぐ

B:様々な困り事を受け止め、社会参加を含めた支援をする

C:多様な市民が社会に参加できる地域にする

ABCを多機関協働により推進する。①②はこれを支える基盤づくり。

(5) 重層的支援体制整備事業と孤独・孤立対策の連動に向けた考え方

つながり続ける支援や問題解決型の支援は重層的支援体制整備事業で対応できるが、日常生活環境における対応（つながり、包摂、居場所、まちづくり）は、孤独・孤立の予防の取り組みとして行う必要がある。

2. 居住支援事業 建築相談課

(1) 居住支援協議会設立までの経緯

平成29年10月の法改正により、住宅セーフティネットの一層の強化・重層化を図ることが求められたため、平成30年3月に「第3次豊田市住宅マスタープラン」を改定し、「住宅セーフティネットの展開（民間賃貸住宅での住宅確保要配慮者の受入促進等）」と施策方針を位置づけた。

その後、令和2年度から具体的な設立の協議等の準備を進め、令和3年6月に総会を開催し、居住支援協議会を設立した。

(2) 協議会の開催状況

年度当初に総会を開催し、前年度の事業報告の承認や今年度の事業計画の決議を行うほか、年度内に5回程度、部会等を開催し、専門的な課題について、協議検討を行っている。

年度	総会	総会調整会議	部会	研修会等	計
令和3年度	1	2	0	1	4
令和4年度	1	2	5	1	9
令和5年度	1	2	2	1	6
令和6年度	1	2	3	1	7

(3) 協議会の構成員

法務省関係者を構成員にしていることは特徴的である。再犯防止推進計画にも居住支援事業が位置づけられている。

(4) 相談対応

福祉部署だけでなく、居住支援協議会事務局課（豊田市建築相談課）でも相談を受けており（実績17件）、相談記録表を作成し福祉部署と連携している。相談者の属性を加味し、居住支援法人やよりそい支援課へ案内している。

調査視察地等の報告書

令和7年11月10日

日進市議会議長 福安 淳也 様

議員名 ゆきむら ともこ

実施年月日

10月 30日から

1日間

10月 30日まで

行き先

東京都武蔵野市立

学校給食桜堤調理場

目 的

オーガニック給食の先駆けとして 1978 年から提供し今も市内8校（小学校2校、中学校6校）にオーガニック給食を提供し続けている武蔵野市の現状について調査研究する。また、給食を実際に試食させていただく。

報告事項

行き先：東京都武蔵野市立学校給食桜堤調理場 共同調理方式

（東京都武蔵野市桜堤1-7-23）

参加者：11の市町議会（愛知県4議会、岐阜県1議会、千葉県6議会）から13名の議員

が参加し一緒に視察を行った（課題研究議員の会）。

日進市議会からは3名が参加。

対応者：○武蔵野市役所職員 2 名

教育支援課課長、教育支援課担当者

○桜堤調理場職員（一般財団法人武蔵野市給食・食育振興財団）3 名

部長級（市職員出向）、係長級（市職員出向）、管理栄養士

行 程：自宅→名古屋駅→東京駅→武蔵境駅→桜堤調理場

（自家用車）（新幹線）（JR 中央線）（タクシー）

名古屋駅 6:49 発のぞみ 210 号乗車 9:30 武蔵境駅集合

10 時から 12 時 15 分まで行政視察（給食試食含む）

行きと逆の行程で帰宅

費 用（政務活動費使用分）：交通費（新幹線・JR 中央線）23,300 円

手土産 648 円（7 名で按分）

（自己負担分）：自家用車ガソリン代、タクシー代、給食試食代

※別添資料 報告詳細

報告詳細

武蔵野市では、現在、学校給食と保育園給食を（一財）武蔵野市給食・食育振興財団へ業務委託し、小学校 12 校、中学校 6 校、保育園 2 園の合計一日約 9000 食を提供している。

調理方式は、小学校 12 校のうち 3 校が単独校方式、2 校が親子方式、7 校が共同調理場方式（2 ヶ所）、中学校は 6 校すべてが共同調理場方式（桜堤調理場）としている。桜堤調理場の敷地と旧桜堤小学校跡地の一部を活用した建替えが、令和 2 年 3 月に着工、令和 3

年 6 月に完成した。総工費は解体を含めて約 29 億 8 千万円。今後、全ての小学校の建替えが計画されており、その際には全て単独校方式とする予定である。

■配付資料

- ①武蔵野市学校給食事業概要 令和 3 年 11 月改訂版
- ②武蔵野市学校給食の献立作成及び給食調理の指針
- ③令和 6 年度食育事業報告
- ④市報むさしの No.2139 学校給食特集号
- ⑤武蔵野市給食のあれこれ
- ⑥武蔵野市観光ガイド
- ⑦議会要覧令和 7 年度版
- ⑧視察資料
- ⑨むさしの市議会だより No.401

■内容 事前質問への回答と説明

- ・「オーガニック給食」を謳っているのではなく、子どもたちによりよい給食をと 50 年の取り組みの流れでそうなっている。始まりは、単独校方式の学校の栄養士が地域の母親と一緒に野菜の泥を落としたところから。その後、共同調理場の調理員にも広がった。トップダウンではなくボトムアップで進めてきた。
- ・財団方式にしたのは、民間委託ではこれまでの取り組みが引き継がれないから。食育を同時に委託可能になるから。
- ・都の栄養教諭はおらず、市もしくは財団の栄養士のため、献立作成と調理の委託が一括

となり、栄養士と調理員が一体となることが可能になっている。

- ・ 栄養士と調理員が食材探し、業者への依頼、作ってほしいものを提案している。
- ・ 市内産野菜は、農家を JA が取りまとめるようになってから使用料が増えた。

市内産野菜の使用率は 21%~27%である。17 軒ある農家とは、年 1 回交流会、年 2 回試食会、年 1 回は栄養士や調理員が訪問して、安全性の確認と顔の見える関係をつくっている。

- ・ 市内産野菜の他は特別栽培のもの。足りない時のみ、慣行農法のものを使う。
- ・ 手作り調理のため、調理員は栄養士や調理師の免許がある人を採用している。

手作りと HACCP で人手が必要なため、1 日 3.5 時間勤務の人が多い。

- ・ 中学校の給食は弁当持参との選択制だが、約 98%の生徒が給食を選んでいる。
- ・ アレルギーを理由に給食を食べない児童生徒には、給食無償化分を現金給付している。

不登校が理由の場合には現金給付ではなく、調理場の地域食育ステーションで給食を提供するようにした。1 年目は週 1 回に 5~6 人が来訪。2 年目に週 2 回に増やした。中には学校で給食を食べるようになった子どももいる。

- ・ 食器は強化陶磁器を使用しており、随時補充している。
- ・ 洗剤は米ぬか石鹼に切り替えた。

■所感

- ・ 武蔵野市は、学校給食物資規格基準が決められており、献立作成や給食調理に関する指針もある。指針の中では、食材選定の基本的な考え方が示されている。

日進市にはこのような規格基準や指針がないため、より安全な食材を選定していくためには基準を明確にしていく必要がある。

- ・武蔵野市は、栄養士と調理員が一体となって取組みを進められる体制だが、日進市では、県の栄養教諭と業務委託事業者の調理員がどのように関係し、よりよい給食への取組みを進めているのかが見えない。
- ・一人の栄養士が始めた野菜の泥おとしから、共同調理場に泥おとし室が作られるまで、市長が変わっても方針が政策として継続されたことは大きい。
- ・武蔵野市は、指針に手作り調理が書かれており、例えばいちごジャムも素材から手作りであり、だしは素材から（だしパックではない）とっていると説明があった。日進市では、調理品や半調理品をどの程度使っているのか、調味料から無添加のものにするなど、まずはこういったところから丁寧に見直していく必要がある。
- ・武蔵野市は、市独自の検査体制があり、食材に対する安全性の確認を積極的に行っている。日進市では、市独自で追加している検査はなく、その点においても大きな違いがある。
- ・武蔵野市では、市内産野菜の優先使用の推進が指針で示されており、有機栽培・無農薬栽培ではないものの、安全性の確認がしやすく新鮮で栄養価的にも優れたものを使用している。日進市では、優先使用の決まりはなく、令和 6 年度実績で市内産野菜の使用率は約 9%のため、もう少し積極的に取組めるとよい。
- ・武蔵野市では、今後の方針として中学校分のみ桜堤調理場で作り（北町調理場は要検討）、小学校は全て単独校方式とする計画であると説明があった。Ｉセンターで約 9800 食をつくる日進市との方向性の違いは大きい。財政力の違いはあるが、それとは別に本市でも丁寧に「給食のあり方」を考えて行く必要がある。
- ・日進市のセンターがＩ万食対応で、現在約 9800 食を作っている現状から、武蔵野市の取組みを見ると、今後Ｉ万食を超えないという根拠は絶対なのかの確認と、新設校で

は単独調理方式とすること、センターの老朽化への計画的な対応の必要性を強く感じた。

参考 第3号様式（第13条関係）

令和7年度政務活動費会計帳簿

議員氏名 ゆきむらともこ

(単位：円)

年月日	摘 要	収 入	支 出	残 高	科 目	領 収 書 番 号
令和7年4月18日	令和7年度交付分	150,000		150,000		
令和7年4月4日	会場使用料4月27日分		1,600	148,400	広聴費	1
令和7年4月5日	会場使用料4月20日分		800	147,600	広聴費	2
令和7年4月14日	令和7年度第1回都市計画学習会 参加費		4,000	143,600	研修費	3
令和7年4月22日	市川房枝政治参画フォーラム 5/24音声受講料		3,500	140,100	研修費	4
令和7年4月22日	第56回「議員の学校」参加費		25,000	115,100	研修費	5
令和7年5月19日	豊田市行政視察手土産代 (按分)		744	114,356	調査研究費	6
令和7年5月22日	参考図書 『学校の「図書館のバリアフ リー」はじめの一步』購入代		2,970	111,386	資料購入費	7
令和7年5月26日	第48回地方×国 政策研究会 参加費		4,000	107,386	研修費	8
令和7年6月15日	会場使用料7月27日分		1,600	105,786	広聴費	10
令和7年6月19日	2025年度日本福祉大学大学院特 別公開セミナー受講料		5,000	100,786	研修費	9
令和7年6月30日	会場使用料7月26日分		800	99,986	広聴費	11
令和7年7月9日	会場使用料8月11日分		2,490	97,496	広聴費	12
令和7年7月12日	議員活動新人研修資料代		1,000	96,496	資料購入費	13
令和7年7月15日	情報公開請求1件収入印紙・切 手代		710	95,786	資料購入費	14
令和7年7月21日	令和7年度第2回都市計画学習会 参加費		4,000	91,786	研修費	15
令和7年8月11日	マイク使用料8月11日分		500	91,286	広聴費	16
令和7年8月12日	情報公開請求1件収入印紙・切 手代		770	90,516	資料購入費	17
令和7年8月15日	会場使用料9月15日分(按分)		534	89,982	広聴費	18
令和7年8月22日	令和6年度決算学習会参加費		3,500	86,482	研修費	19
令和7年8月24日	決算審査学習会A日程受講料		5,000	81,482	研修費	20
令和7年9月9日	参考図書 『介護保険は崖っぷち』 購入代		686	80,796	資料購入費	21
令和7年9月13日	こども家庭ソーシャルワークの 今後の展望受講料		1,100	79,696	研修費	22
令和7年9月13日	身寄りのない高齢者への支援は どうあるべきか受講料		1,100	78,596	研修費	23
令和7年9月13日	会場使用料11月2日分		2,490	76,106	広聴費	24

(単位：円)

年月日	摘 要	収 入	支 出	残 高	科 目	領 収 書 番 号
令和7年9月15日	プロジェクター使用料9月15日分(按分)		344	75,762	広聴費	25
令和7年9月28日	会場使用料10月25日分		800	74,962	広聴費	26
令和7年9月30日	ボランティア活動は衰退していくのか受講料		1,100	73,862	研修費	27
令和7年9月30日	来るべき巨大災害に備えた支援体制整備の課題受講料		1,100	72,762	研修費	28
令和7年9月30日	武蔵野市行政視察交通費		22,300	50,462	調査研究費	29
令和7年9月30日	市川房枝政治参画フォーラム10/25音声受講料		7,500	42,962	研修費	30
令和7年10月7日	2025年度日本福祉大学大学院特別公開セミナー受講料		5,000	37,962	研修費	31
令和7年10月22日	第30回清溪セミナーライブ・デマンド参加費		23,000	14,962	研修費	32
令和7年10月26日	武蔵野市行政視察手土産代(按分)		648	14,314	調査研究費	33
令和7年12月9日	『ふくしと教育』2025年度購読料(2冊)		3,960	10,354	資料購入費	34
令和7年12月10日	会場使用料1月24日分		1,600	8,754	広聴費	35
令和7年12月16日	会場使用料1月31日分		800	7,954	広聴費	36
令和8年1月5日	情報公開請求1件収入印紙・切手代		410	7,544	資料購入費	37
令和8年1月16日	情報公開請求1件収入印紙・切手代		260	7,284	資料購入費	38
令和8年1月16日	市川房枝政治参画フォーラム1/24音声受講料		9,500	-2,216	研修費	39
令和8年1月28日	発達性ディスレクシア勉強会参加費		1,000	-3,216	研修費	40
令和8年3月6日	会場使用料3月20日分(按分)		534	-3,750	広聴費	41
令和8年3月20日	プロジェクター使用料3月20日分(按分)		344	-4,094	広聴費	42
		150,000	154,094	-4,094		

旅費精算内訳書

氏 名	ゆきむらともし
目 的	オーガニック給食の先駆けとして1978年から提供し今も市内8校（小学校2校、中学校6校）にオーガニック給食を提供し続けている武蔵野市の現状について調査研究する。 また、給食を実際に試食させていただく。
行 き 先	東京都武蔵野市桜堤調理場
期 間	令和7 年 10 月 30 日 ～ 令和7 年 10 月 30 日 （ 泊 日 ）

交 通 費 内 訳

月日	種別	明 細	金 額 (円)
10 / 30	JR	名古屋 → 武蔵境 （運賃／ 6,600円 特急料金／ 4,920円 ）	11,520
	JR	武蔵境 → 名古屋 （運賃／ 6,600円 特急料金／ 4,180円 ）	10,780
		↔ （運賃／ 特急料金／ ）	
		↔ （運賃／ 特急料金／ ）	
/ 		↔ （運賃／ 特急料金／ ）	
		↔ （運賃／ 特急料金／ ）	
		↔ （運賃／ 特急料金／ ）	
		↔ （運賃／ 特急料金／ ）	
/ 		↔ （運賃／ 特急料金／ ）	
		↔ （運賃／ 特急料金／ ）	
		↔ （運賃／ 特急料金／ ）	
		↔ （運賃／ 特急料金／ ）	

交通費小計	22,300 円
宿 泊 料	円
実績合計額	22,300 円
政務活動費充当額	22,300 円
差 引 額	0 円

※ 種別は、飛行機、J R、鉄道、地下鉄、バス、車 等を記入のこと。

NO. 1

領收書

No. 0012

0012

日蓮市議会議員 中越 ともこ 様

2025年 4 月 4 日

金額				金	/	6	0	0	円
----	--	--	--	---	---	---	---	---	---

但し施設・附属設備使用料として上記正に領収いたしました。

内訳 現金・クレジット 4/28 利同分 〒470-0128 愛知県日進市浅田平子二

税率	税抜	¥1,455-
10%	消費税	¥145-

NISSIN ASSIST 日進アシスト
TEL 052-800-0071
FAX 052-800-0072
登録番号 T3180001067

〒470-0115
愛知県日進市折戸町笠寺山62番地3
日進市民会館
TEL(0561)72-0955
FAX(0561)72-0958

2502

No. 1

領收証

日進市議会議員
ゆきむらともこ 様

¥800

但し、集会所使用料として

令和 7 年 4 月 5 日 上記正に領収いたしました。

收入

(うち10%対象)

(うち8%対象)

小切手

岩根自治会
会計

印紙

7

日進市議会議員
ゆきむらともこ

領 収 証

様

金 4,000 円

但し、令和7年度第1回都市計画学習会参加費として

令和 7年 4月 14 日 上記正に領収いたしました

市町村議会議員都市計画塾

事務局 名古屋市守山区

NO.25

領収証

2025 年 4 月 22 日

日進市議会議員ゆきむらともこ 様¥ 3500 円但 市川房枝政治参画フォーラム音声資料受講料 5/24(送料 500 円含む)

上記正に領収いたしました

内訳 三菱 UFJ 銀行

税抜金額 ¥ 3182 円

消費税額等 (10%) ¥ 318 円

公益財団法人 市川房枝記念会女性と政治センター

東京都渋谷区代々木2-21-1 上 婦選会館

電話 03 (3370) 0238

登録番号 T5011005000161

No. 250421-563005

発行日 2025年5月8日

領収書

日進市議会議員ゆきむらともこ 様

¥25,000-

但し、第56回「議員の学校」参加費

2025年4月22日 上記正に領収いたしました

特定非営利活動法人 多摩住民自治研究所
〒191-0016 東京都日野市神明3-10-5 エス
TEL042-586-7651 FAX042-514-8096



日進市議会
政策研究会「あや」
政策研究会「あや」様

領 収 証

2025年 5月19日 No. 5042

金4,462円

但し、お振込手数料代として

上記正に領収いたしました

(税抜金額 ¥4,132)
(消費税等 ¥330)

東京府

名古屋市昭和区広路町字石坂3-6
株式会社 葉宗庵
八事本店 TEL 052-831-2488
日進店 TEL 0561-72-5988



白井 743円 島村 744円
月橋 743円 田中 744円
山田 744円 中野 744円

6名で按分

amazon.co.jp

注文番号250-7038696-2530203の領収書
このページを印刷してご利用ください。日進市議会議員
ゆきむらともこ様

発行日: 2025年5月31日

注文日: 2025年5月22日

Amazon.co.jp 注文番号: 250-7038696-2530203

ご請求額: ¥0

2025年5月24日に発送済み

注文商品

1点 学校の「読書バリアフリー」はじめての一步 学校図書館10の事例, 野口武悟
販売: アマゾンジャパン合同会社

価格

¥2,970

コンディション: 新品

お届け先住所:

幸村朋子
470-0131
愛知県 日進市岩崎町
野田3番地20

配送方法:

通常配送

支払い情報

支払い方法:

Amazonギフトカード

商品の小計: ¥2,970

配送料・手数料: ¥460

請求先住所:

幸村朋子
470-0131
愛知県 日進市岩崎町
野田3番地20

注文合計: ¥3,430

割引: -¥460

Amazonギフト券・Amazonショッピングカードの金額: -¥2,970

ご請求額: ¥0

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

利用規約 | プライバシー規約 ©1996-2020, Amazon.com, Inc. and its affiliates

領収証

日進市議会議員 ゆきむらともこ 様

No. _____

金額

¥4000

収入

印紙

内訳

現金

小切手

手形

消費税額等(%)

但 第48回地方×国政策研究会 参加費として

2025年 5月 26日 上記正に領収いたしました

〒700-0971岡山市北区野田5丁目8-11

かつらぎ野田ビル2F

TEL 086-244-7723・FAX 086-244-7724

自治体議員政策情報センター虹とみどり

係印

領收書

2025年6月19日

日進市議会議員
ゆきむら ともこ様

金額 5,000 円

但 受講料として上記金額を領収いたしました

内訳：税抜金額 4,546 円

消費税額(10%)	454 円
-----------	-------

日本福祉大学

登録番号：T4180005011830

大学院特別公開セミナー事務局

gp-event@ml.n-fukushi.ac.jp

9

領收書

No. 0132

2025年 6月15日

日進市議会議員ゆきあらともこ様

金額				金	1	6	0	0	円
----	--	--	--	---	---	---	---	---	---

但し 2/3 施設・附属設備使用料として上記正に領収いたしました。

内訳 (現金) ・ クレジット

税率	税抜	¥1,455.-
10%	消費税	¥145.-

〒470-0128

愛知県日進市浅田平子二丁目

NISSIN
ASSET

TEL 052-800-0071

FAX 052-800-0072

登録番号 T3180001067497

〒470-0115

愛知県日進市折戸町笠寺山62番地3

日進市民會館

TEL (0561) 72-0955

TEL(0561)72-0955
FAX(0561)72-0958

担当

2502 10

10

No. 2

領収証

日進市議会議員

ゆきむらともこ 様

★

¥800

但し、集会所使用料として

7/26 使用分

令和 7 年 6 月 30 日 上記正に領収いたしました。

収入

(うち10%対象)

印紙

(うち8%対象)

小切手

岩根自治会

会計

0001-3395

2025年 7月 9日水曜日

日進市議会議員
ゆきむらともこ

領 収 証

様

¥2,490-

(消費税 ¥226)

但し、施設・附属設備使用料

日進市民会館
TEL: (0561) 72-0955

* 保管上のお願い

日進市折戸町笠寺山62番地3
登録番号 T3180001067497

担当者

領収証No 0105

領収証明細

大会議室	¥2,490
小計	¥2,490
10%対象	¥2,490
10%税	¥226
合計	¥2,490
(うち消費税	¥226)
お預り	¥3,000
お釣り	¥510

登録番号 T3-1800-0106-7497

3395 16時07分

1書

領 収 証

2025 年 7 月 12 日

日進市議会議員ゆきむらともこ

様

★

¥1,000

但 議員活動新人研修

資料・動画データ代として
上記正に領収いたしました

地方議員研究会

〒221-0042

神奈川県横浜市神奈川区清見町2-22-2

TEL 050-1089-9835

13

領収書

日進市議会議員 ゆきむらともこ様

〔証紙切手引〕受

第一種定形 @110	1通	¥110
特殊取扱 (内記) 速達		¥300
小計		¥410

〔販売〕 300円収入印紙 300円 1枚		¥300
小計		¥300

郵便物引受合計通数 課税計(10%) (内消費税等(10%)) 非課税計	1通 ¥410 ¥37 ¥300
---	---------------------------

合計 お預り金額	¥710 ¥710
-------------	--------------

収入印紙の買戻しや汚染・毀損した場合は交換はできませんのでご注意ください。



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時：2025年7月15日 16:25
発行No. 250715Z4104 端P76箱10
連絡先：日進郵便局
TEL: 0570-943-051

14

日進市議会議員
ゆきむらともこ様

領 収 証

金 4,000 円

但し、令和7年度第2回都市計画学習会参加費として

令和 7年 7 月 2 / 日 上記正に領収いたしました

市町村議会議員都市計画塾

事務局 名古屋市守山区

0001-4138

2025年 8月11日月曜日

領 収 証

¥ 5 0 0 -

(消費税 ¥45)

但し、8/11日 247代として
日進市民会館
TEL: (0561)72-0955
日進アシスト株式会社
TEL: (052)800-0071

日進市折戸町笠寺山62番地3

日進市浅田平子二丁目245番地
登録番号 T3180001067497

担当者

領収証No 0167

* 領収証詳細 *

がーだ MLCセック	¥400
追加マイク	¥100
小計	¥500
10%対象	¥500
10%税	¥45
合計	¥500
(うち消費税)	¥45
お預り	¥500
お釣り	¥0

登録番号 T3-1800-0106-7497

領収書

日進市議会議員 ゆきむらともこ様

〔販売〕 350円普通切手・北山崎 350円 1枚	¥350
10円収入印紙 10円 1枚	¥10
300円普通切手・兎 300円 1枚	¥300
110円普通切手・千鳥 110円 1枚	¥110
小計	¥770

課税計(10%) (内消費税等(10%)) 非課税計	¥0 ¥0 ¥770
----------------------------------	------------------

合計 お預り金額 おつり	¥770 ¥1,000 ¥230
--------------------	------------------------

収入印紙の買戻しや汚染・毀損した場合は交換はできませんのでご注意ください。



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時：2025年8月12日 13:56
発行No. 250812J3190 端N91箱02
連絡先：日進郵便局
TEL: 0570-943-051

17

16

0001-4204

2025年 8月15日金曜日

領 収 証

政策研究会「あした」様

¥1,600-

(消費税 ¥145)

但し、
日進市民会館
TEL:(0561)72-0955
日進アシスト株式会社
TEL:(052)800-0071

9/1施設利用料として

日進市折戸町笠寺山62番地3

日進市浅田平子二丁目245番地
登録番号 T3180001067497

担当者

領収証No 0174

* 領収証明細

*
3F会議室
小計
10%対象
10%税
合計
お預り
お釣り

¥1,600
¥1,600
¥1,600
¥145
¥1,600
¥145
¥1,600
¥0

登録番号 T3-1800-0106-7497

4204 11時11分

1責

領 収 証

日進市議会
議員

ゆきむらともこ様

No.

★

7

3,500

内 訳

現金

小切手 /

手 形 /

消費税(10%)

消費税(8%)

内税額計

但 R6決算学習会 参加費として

2025年8月22日 上記正に領収いたしました

登録番号

収入印紙

女性を議会に!ネットワーク

代表

〒470-1168

19

領 収 証

日進市議会議員

ゆきむらともこ様

金 5,000 円

但し、決算審査学習会A日程の受講料として

令和7年8月24日 上記正に領収いたしました

市町村議会議員都市計画塾

事務局 名古屋市守山区

20

No.2025090905

領 収 書

日進市議会議員 ゆきむら ともこ 様

2025 年 9 月 9 日

〒101-8002

東京都千代田区

株式会社 岩波書店

登録番号: T6010001010826

TEL 03-5210-4250(経理部)

摘 要	部 数	金 額
BL 介護保険は崖っぷち 私たちの社会をつくるには	1部	624
送料		
消費税(10%)		62
合計金額(税込)		¥686

上記の金額を領収しました。

岩波書店
IWANAMI SHOTEN

21

領 収 書

NO : FA-250007R

発行日 : 2025 年 9 月 13 日

登録番号 : T4180005011830

愛知県知多郡美浜町奥田字会下前 35-6

学校法人日本福祉大学

理事長

日進市議会議員 ゆきむらともこ 様

下記金額を領収いたしました

¥1,100-

但 【見逃し配信】 こども家庭ソーシャルワークの今後の展望 受講料として
(コンビニ払いによる)

税抜金額 ¥1,000

消費税額 ¥100

(税率 10%)

【問い合わせ先】

日本福祉大学 FUKUSHI ACADEMY

東京都千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館 7 階

TEL : 03-5220-2825 / FAX : 03-5220-2826

領 収 書

NO : FA-250008R

発行日 : 2025 年 9 月 13 日

登録番号 : T4180005011830

愛知県知多郡美浜町奥田字会下前 35-6

学校法人日本福祉大学

理事長

日進市議会議員 ゆきむらともしこ 様

下記金額を領収いたしました

¥1,100-

但 【オンライン】身寄りのない高齢者への支援はどうあるべきか 受講料として
(コンビニ払いによる)

税抜金額 ¥1,000

消費税額 ¥100

(税率 10%)

【問い合わせ先】

日本福祉大学 FUKUSHI ACADEMY

東京都千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館 7 階

TEL : 03-5220-2825 / FAX : 03-5220-2826

0001-4906

2025年 9月13日土曜日

領 収 証

日進市議会議員 ゆきむらともこ 様

¥2,490-

(消費税 ¥226)

但し、1/2 施設使用料として

日進市民会館
TEL: (0561)72-0955
日進アシスト株式会社
TEL: (052)800-0071

日進市折戸町笠寺山62番地3

日進市浅田平子二丁目245番地
登録番号 T3180001067497

担当者

領収証No 0222

* 領収証明細 *	
大会議室	¥2,490
小計	¥2,490
10%対象	¥2,490
10%税	¥226
合計	¥2,490
(うち消費税)	¥226
お預り	¥5,000
お釣り	¥2,510

登録番号 T3-1800-0106-7497

4906 12時14分

1書

0001-4974

2025年 9月15日月曜日

領 収 証

政策研究会「あした」 様

¥1,030-

(消費税 ¥93)

但し、9/5 設備利用料(プロジェクター)として

日進市民会館
TEL: (0561)72-0955
日進アシスト株式会社
TEL: (052)800-0071

日進市折戸町笠寺山62番地3

日進市浅田平子二丁目245番地
登録番号 T3180001067497

担当者

領収証No 0232

* 領収証明細 *	
プロジェクター	¥1,030
小計	¥1,030
10%対象	¥1,030
10%税	¥93
合計	¥1,030
(うち消費税)	¥93
お預り	¥5,000
お釣り	¥3,970

登録番号 T3-1800-0106-7497

4974 12時11分

1書

領収証

日進市議会議員

ゆきむらともこ 様

★ ¥800

但し、集会所使用料として 10/25 分

令和 7 年 9 月 28 日 上記正に領収いたしました。

収入

印紙

(うち10%対象)

(うち8%対象)

小切手

岩根自治会
会計

26

領 収 書

NO : FA-250011R

発行日 : 2025 年 9 月 30 日

登録番号 : T4180005011830

愛知県知多郡美浜町奥田字会下前 35-6

学校法人日本福祉大学

理事長

日進市議会議員 ゆきむらともこ 様

下記金額を領収いたしました

¥1,100-

但 【オンライン】ボランティア活動は衰退していくのか 受講料として
(コンビニ払いによる)

税抜金額 ¥1,000

消費税額 ¥100

(税率 10%)

【問い合わせ先】

日本福祉大学 FUKUSHI ACADEMY

東京都千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館 7 階

TEL : 03-5220-2825 / FAX : 03-5220-2826

領 収 書

NO : FA-250012R

発行日 : 2025 年 9 月 30 日

登録番号 : T4180005011830

愛知県知多郡美浜町奥田字会下前 35-6

学校法人日本福祉大学

理事長

日進市議会議員 ゆきむらともし 様

下記金額を領収いたしました

¥1,100-

但 【オンライン】来るべき巨大災害に備えた支援体制整備の課題 受講料として
(コンビニ払いによる)

税抜金額 ¥1,000

消費税額 ¥100

(税率 10%)

【問い合わせ先】

日本福祉大学 FUKUSHI ACADEMY

東京都千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館 7 階

TEL : 03-5220-2825 / FAX : 03-5220-2826

駅-No 530522 領収書-No 57
窓口-No 1

領 収 書

日進市議会議員
ゆきむらともこ 様金額 ￥22,300円
「消費税等込み・10%」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2025年9月30日
東海旅客鉄道株式会社
登録番号:T3180001031569

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

鶴舞駅

現金出納社員

NO.39

領収書

2025年9月30日

日進市議会議員 ゆきむらともこ 様

¥7500円

但 市川房枝政治参画フォーラム音声受講料 10/25

(送料 ¥500円含む)

上記正に領収いたしました

内訳 三菱UFJ銀行

税抜金額 ¥6819円

消費税額等(10%) ¥681円

公益財団法人市川房枝記念会女性と政治センター

東京都渋谷区代々木2-21-11 婦選会館

電話 03(3370)0238 〒151-0053

登録番号 T5011005000161

30

領 収 書

2025年10月7日

日進市議会議員

ゆきむら ともこ 様

金額 5,000 円

但 受講料として上記金額を領収いたしました

内訳: 税抜金額 4,546 円

消費税額(10%) 454 円

日本福祉大学

登録番号: T4180005011830

大学院特別公開セミナー事務局

gp-event@ml.n-fukushi.ac.jp

31

No. 121

領 収 書

愛知県

2025年10月22日

日進市議会議員 ゆきむらともこ 様

¥23,000. —

第30回清溪セミナーライブ・オンデマンド参加費として上記の金額を領収いたしました

清溪セミナー実行委員

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘

日本青年館内

TEL 03-6452-9012



32

創業万治2年(1659年)

餅文總本店

領収証

¥4,536-

No.000001-1843-5425

2025年10月26日

課題研究員会様

但し、領収書

として上記正に領収いたしました。

創業万治2年(1659年)

餅文總本店

桃山店 名古屋市中緑区桃山1-4
TEL 052-877-2881

※印等にはさんで保管してください。
印刷等にはさんで保管をお願いします。

支払内訳
現金 ¥4,536

登録番号 T3180001053101

餅文總本店 桃山店

名古屋市中緑区桃山1-4

TEL 052-877-2881

★毎週水曜日が定休日です★

2025年10月26日(日)13:31 #000001
5425

外8 一口栗ういろ 30ヶ ¥4,200

小計	¥4,200
(外税 8%対象額)	¥4,200)
外税額	8% ¥336
買上点数	1点

合計	¥4,536
(税率 8%対象額)	¥4,536)
(内消費税等 8%)	¥336)

外8, 内8は軽減税率対象商品です。

いつも御利用ありがとうございます

7ヶ月前 ¥648

領 収 証

様

No. _____

★

内 訳

現金

小切手

手 形

消費税額等(%)

コタヨ ウケ-00

但

年 月 日 上記正に領収いたしました

登録番号 T70111010497

株式会社 大学図書出版

〒102-0075

東京都千代田区三番町14-3 岡田ビル4F

電 話:03-6261-1221

FAX:03-6261-1230

収入印紙

34

0001-7864

2025年12月10日水曜日

領 収 証

日進市議会議員 ゆきむらともこ様

¥1,600-

(消費税 ¥145)

但し、1/24 施設使用料として

日進市民会館

TEL:(0561)72-0955

日進アシスト株式会社

TEL:(052)800-0071

日進市折戸町笠寺山62番地3

日進市浅田平子二丁目245番地

登録番号 T3180001067497

担当者

領収証No 0511

* 領収証明細 *

3F会議室	¥1,600
小 計	¥1,600
10%対象	¥1,600
10%税	¥145
合 計	¥1,600
(うち消費税)	¥145
お預り	¥2,000
お釣り	¥400

登録番号 T3-1800-0106-7497

7864 12時24分

1番

35

領収証

No. 4

日進市議会議員

ゆきむらともこ 様

¥800

但し、集会所使用料として 1/31日分

令和 7 年 12 月 16 日 上記正に領収いたしました。

収入

(うち10%対象)

印紙

(うち8%対象)

小切手

岩根自治会
会計

36

領収書

日進市議会議員 ゆきむらともこ 様

[販売]
110円普通切手・千鳥 1枚 ¥110
300円収入印紙 1枚 ¥300
小計 ¥410
課税計(10%) ¥0
(内消費税等(10%) ¥0)
非課税計 ¥410

合計 ¥410
お預り金額 ¥410

収入印紙の買戻しや汚染・毀損した
場合の交換はできませんのでご
注意ください。



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2026年 1月 5日 10:36
発行No. 260105J5959 端N91箱02
連絡先: 日進郵便局
TEL: 0570-943-051

37

領収書

日進市議会議員 ゆきむらともこ 様

[販売]
10円収入印紙 1枚 ¥10
140円普通切手・ヤマブキ 1枚 ¥140
110円普通切手・千鳥 1枚 ¥110
小計 ¥260
課税計(10%) ¥0
(内消費税等(10%) ¥0)
非課税計 ¥260

合計 ¥260
お預り金額 ¥260

収入印紙の買戻しや汚染・毀損した
場合の交換はできませんのでご
注意ください。



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2026年 1月 16日 14:27
発行No. 260116J9482 端N03箱01
連絡先: 日進岩崎郵便局
TEL: 0561-72-0918

38

NO.10

領収書

2026年1月16日

日進市議会議員 ゆきむらともこ 様

¥9500 円

但 市川房枝記念会政治参画フォーラム 1/24 音声受講料
(送料 500 円含む)

上記正に領収いたしました

内訳 三菱UFJ 銀行

税抜金額 ¥8637 円

消費税額等 (10%) ¥863 円

公益財団法人市川房枝記念会女性と政治センター
東京都渋谷区代々木 2-21-1 婦選会館
電話 03 (3370) 0238 〒151-0053
登録番号 T5011005000161

39

39

領収書 日進市議会議員 ゆきむらともこ 様

NO.



¥ 1,000 -

但

2026年 / 月 28 日 上記正に領収いたしました。

収入

内訳 参加費として

印紙

税抜金額

消費税額(%)

〒466-0014

名古屋市昭和区

特定非営利活動法人

ディスレクシア協会名古屋

代表理事

40

0001-0906

日進市議会
政策研究会「あした」領 収 証
様

¥1,600-

(消費税 ¥145)

2026年 3月 6日金曜日

外子分 島村議員533円
田中議員533円
ゆきむら 534円

担当者

領収証No 0742

領収証明細

3F会議室	¥1,600	
10%対象	¥1,600	
10%税	¥145	
合 計	¥1,600	
(うち消費税	¥145)	
お預り	¥1,600	
お釣り	¥0	

登録番号 T3-1800-0106-7497

0906 11時14分

1頁

41

0001-1254

日進市議会
政策研究会「あした」領 収 証
様

¥1,030-

(消費税 ¥93)

2026年 3月20日金曜日

外子分 島村議員343円
田中議員343円
ゆきむら 344円

担当者

領収証No 0781

領収証明細

プロジェクト	¥1,030	
小 計	¥1,030	
10%対象	¥1,030	
10%税	¥93	
合 計	¥1,030	
(うち消費税	¥93)	
お預り	¥5,100	
お釣り	¥4,070	

登録番号 T3-1800-0106-7497

1254 0954/4

1頁

42

但し、
日進市民会館
TEL:(0561)72-0955
日進アシスト株式会社
TEL:(052)800-0071

日進市折戸町笠寺山62番地3

日進市浅田平子二丁目245番地
登録番号 T3180001067497但し、1000円-利用料 3/20分
日進市民会館
TEL:(0561)72-0955
日進アシスト株式会社
TEL:(052)800-0071

日進市折戸町笠寺山62番地3

日進市浅田平子二丁目245番地
登録番号 T3180001067497